

様式第3号（第4条関係）

舞産観第58号

令和6年10月9日

市民オンブズマンまいづる

代表 森本 隆 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書部分開示決定通知書

令和6年9月10日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	① 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.1	
	② 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.2	
	③ 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.3	
	④ 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.4	
	⑤ 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置管理許可について No.2	
	⑥ 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置管理許可について No.3	
	⑦ 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置管理許可について No.4	
	⑧ 都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.5	
	⑨ 赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における第三者使用に関する届出書（3号棟2階）	
	⑩ 赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における第三者使用に関する届出書（3号棟1階）	
	⑪ 赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における第三者使用に関する届出書（5号棟）	
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 （午前・午後 時 分）
	場所	
開示の方法	写しの交付	

市民オンブズマンまいづる

代表 森 本 隆 様

舞 鶴 市 長 鴨 田 秋 津



開示決定等期限延長通知書

令和6年9月10日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名又は 内 容	赤れんがパーク内に店舗中の全ての事業者（指定管理者を含む）に対して舞鶴市が支払った補助金や交付金があれば金額と補助金や交付金の名称と事業内容を示した書類全て
舞 鶴 市 情 報 公 開 条 例 第 1 1 条 第 1 項 に 規 定 す る 期 間	令 和 6 年 9 月 1 0 日 か ら 令 和 6 年 9 月 2 4 日 ま で
延 長 後 の 期 間	令 和 6 年 9 月 1 0 日 か ら 令 和 6 年 1 1 月 8 日 ま で
延 長 の 理 由	開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者の意見を聴く必要があるため
担 当 部 課 等	産 業 振 興 部 観 光 振 興 課 電 話 番 号 0 7 7 3 - 6 6 - 1 0 2 4 （ 内 線 1 2 6 3 ）
備 考	

決 裁 区 分		課長専決							
収 受 日				起 案 日		令和4年4月1日			
決 裁 日				施 行 日					
文 書 分 類		18 -01							
フ ァ イ ル 名		行政財産使用許可							
公 開 区 分		公開		非 公 開 理 由					
文 書 番 号				公 印					
保 存 年 限		5年							
起 案 者		観光振興課 奥野 雅史 内線 1265							
件 名	都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.1								
決 裁	課長	係長	一般・その他						
	観光振興課	観光振興課	観光振興課						
	山内 勇輔	神村 和輝	堺谷 翔太						
合 議									

公園施設設置許可申請書

設置の目的	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業の実施により赤れんがパークの更なる魅力向上を図る
設置の期間	令和4年4月1日 ～ 令和14年3月31日
設置の場所	赤れんがパーク 3号棟の一部 (詳細は管理運営計画書のとおり)
公園施設の構造	設置物件名：物販店舗、コワーキングスペース、シェアオフィス、テナント等(合計1363.48㎡のうち958.48㎡)(詳細は別紙のとおり) 赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置等
公園施設の管理の方法	公募対象公園施設管理運営計画書に基づき適切な管理を行う
工事の実施の方法	請負
工事の着手及び完了の時期	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
都市公園の復旧方法	原形復旧
その他	設置場所において別紙一覧のとおり既存備品を借用したい

都市公園に公園施設を設置したいので、許可くださるよう申請します。

令和 4年 4月 1日

舞鶴市長 多々見 良三 様

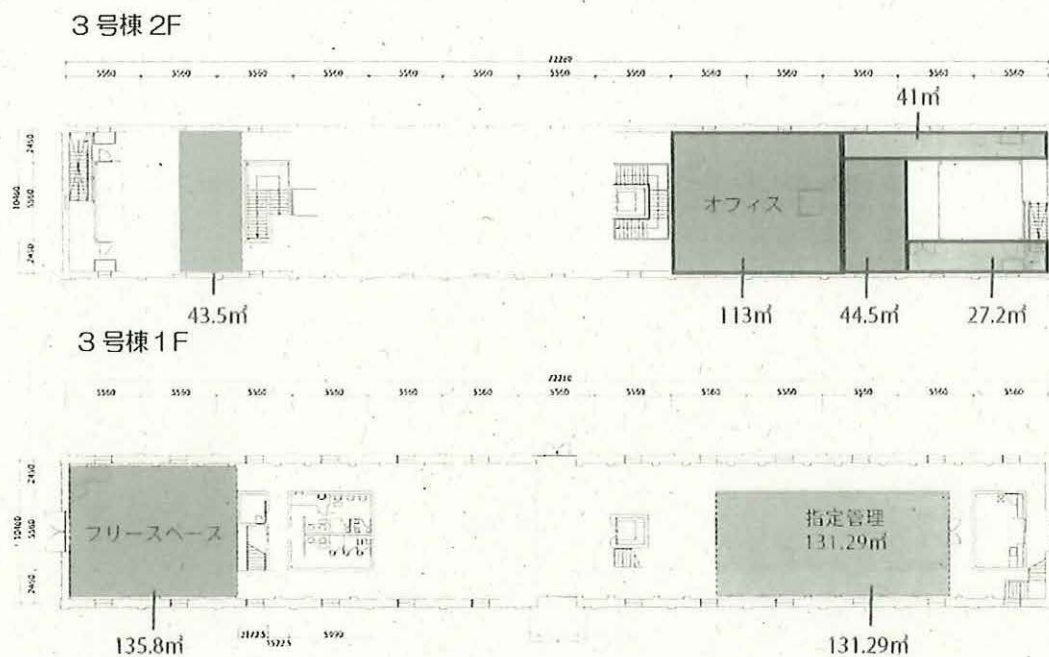
住所 舞鶴市字浜 1054 番地 NTT ビル舞鶴別館

氏名 株式会社 ウッディーハウス

代表取締役 志摩 幹一郎

電話番号 0773-64-1331





公募対象公園施設区域のうち、R4年4月1日時点では使用しない面積
 $43.5 + 113.0 + 41.0 + 44.5 + 27.2 + 135.8 = 405 \text{ m}^2$

※色が付いている部分がすぐに使用しない部分となります。

上記部分の対象面積の合計が405㎡となります。

よって、3号館全体の面積1,363.48㎡から上記の面積を引いた面積958.48㎡
 がR4年4月1日～使用する面積となります。

赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)

備品(1種)

区分	分類種目	指定管理	品名	品番	数量	備考
1-1	机・台類	○	受付カウンター		1	
		○	ワークテーブルラウンド	テネロ ST-MT189U1	2	
		○	ワークテーブルラウンド	テネロ ST-MT99U1	3	
		○	角テーブル	BT-252F1	9	
		○	テーブル	SD-MXZ LL1612L F11	1	
		○	デスク	SD-MXZ 46EC3 F11	1	
		○	ワキデスク	SD-MXC 44EK F11N	1	
		×	展示台	800×800×800+500 アクリル	1	海軍展示
		×	展示台	500×600×850+400 アクリル	3	海軍展示
		×	テーブル	KT-S31F1NN	13	5号へ移動
		○	パンフレット展示台	1800×1800×400 3段	1	
		○	パンフレット台	900 A4版用	3	
		×	脚折会議テーブル(コクヨ)		13	
		×	長机(ひな展用)		10	5号へ移動
1-2	椅子類	○	リフレッシュチェア	CK-M1800	40	
		○	セディスタ ローバック 肘なし	GR-G420F5JPB6-V	2	
		○	椅子(事務用)	ジョインテック 160-902	3	
		○	丸椅子	TOKIO M-24M	2	
1-3	棚・箱類	○	Dシェルフ ウッド棚	YXZ-CAW 12134	2	
		○	ウッドストッカー	YXZ-CWSAN 1233	2	
		○	クリーンロッカー 備品ロッカー	CLK-45F1	1	
		○	NS収容システム 3枚引き違い戸	BWS-STHU58 F1	1	
		○	NS収容システム ガラス両開扉	BWS-SSGD58 F1	1	
		○	ノンボルト 中量ラック	MM-A06324F1N	1	
		○	ノンボルト 中量ラック	MM-A06354F1N	1	
		○	保管庫一式	BWS-SHD516 F1	3	
		×	ジオラマケース	1000×1000×800+500 アクリル	1	引揚・赤博
		×	展示平ケース	1500×500×800+150 ガラス	2	引揚・赤博
		×	展示平ケース	1500×600×800+150 ガラス	5	引揚・赤博
		×	展示ケース	800×800×800	1	引揚・赤博
		×	展示平ケース	1500×600×800+200 アクリル	8	引揚・赤博
		○	ハイカウンター基本タイプ	NSB-569KS-9797	1	
		○	エンドパネル ハイ右	NSA-069LB-97	1	
		○	エンドパネル ハイ左	NSA-069RB-97	1	
		○	収納庫引き戸タイプ	NSA-549A-NE	1	
		○	アオリ戸 ロー用	NSA-7Y-97	1	
		○	車椅子用対応カウンター	NSB-287MS-9797	1	
		○	エンドパネル 車椅子右	NSA-087RE-97	1	
		○	エンドパネル ハイ右 SO	NSA-109RB-97SO	1	
		○	ハイカウンター下段天板一体型	NBS-559FS-9797	1	
		○	連結フレーム ハイ用	NSP-9C	1	
		○	ハイカウンター コーナータイプ	NSB-599ES-9797	1	
		○	ハイカウンター 基本タイプ	NSB-559KS-9797	1	
		○	エンドパネル ハイ左	NSA-069LB-97	1	
		○	収納庫引き戸タイプ	NSA-539A-NE	1	
1-4	事務用機器類	○	コンテンツ作成PC一式	REXCEED-M300V 液晶モニター(2台)HDD	1	
1-6	室内用品・装飾品類	○	結界一式	NT-KKB-100	1	
		○	筒状タイプ傘立て	US-G40	1	
		○	スモーキングスタンド	SS-255 ステンレス	1	
		○	パーティションスタンド	GB-PS 201D	2	
		○	サインスタンド	GB-S4NN	4	
		×	片面黒板	BB-K634 W 1NN	1	
		○	片面黒板(月予定表)	BB-HC636 MW 1N	1	
		×	ボール(展示パネル用)	コクヨ SSPF-1	23	
1-10	光学機器類	×	T型ベース(展示パネル用)	コクヨ SSPE-1	20	
		×	コミュニケーションボード		14	
		×	DLP方式プロジェクター	TH-DW5000	1	
1-11	電気・通信器具類	×	液晶プロジェクター	TH-LB60NT	1	
		×	ビデオカメラ	HDR-HC7	1	
		○	ウォッシャーライト	ナショナル NHU31550PS1	18	
		○	LEDスポットライト	白色AC100 NNY24005	2	
		○	LEDライン照明	白色AC100 NNY21030	2	
		○	LEDスポットライト	電球色4 NNY21030 電源ユニット共	22	

赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)

備品(1種)

区分	分類種目	指定管理	品名	品番	数量	備考
		×	65Vプラズマディスプレイ式	TH-65PF9RK 100/1000base-TX 等	1	
		×	17インチ液晶モニター式	タッチパネル 映像制御機器 等	1	
		×	26型液晶モニター	TH-26LX65	1	
		×	DVDレコーダ	VHS付 DMR-EH75-S	1	協会購入
		×	50Vプラズマディスプレイ式	タッチパネル 映像制御機器 等	2	
		×	映像配信サーバー式	MEDIAEDGE-SVS P1700BK GS916S	1	
1-12	計測・試験分析機器類	×	データロガー	KK-TR-72U	1	
1-21	車両・船舶類	×	BD10型入換動車		1	
1-25	雑品類	○	移動式踏台	SP-63	1	
		○	コミュニケーションボード専用台車	SSP-T1	1	
		○	手押車	TK-20	1	
		×	150型張込スクリーン	16:09	1	
		×	プロジェクターカート		1	
		×	モバイルスクリーン	100型	1	
		○	台車	500×750	2	
		○	脚立	ALINCO MA-240SE	2	
		○	テーブル用台車	TK-T100N	1	
		○	入口フロアーマット		3	

令和4年4月1日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 許 可 書

令和4年4月1日 付けで申請のあった 公園施設の設置 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 赤れんがパーク 3 号棟：物販店舗、コワーキングスペース、シェアオフィス、テナント等 (958.48㎡) 及び赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置等
4. 面積又は数量 958.48 ㎡
5. 許 可 期 間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
6. 設 置 料 1,790,440 円
7. 許 可 条 件

- (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置しなければならない。
- (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
- (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
- (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
- (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
- (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
- (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないよう十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
- (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。

・許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。

・市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。

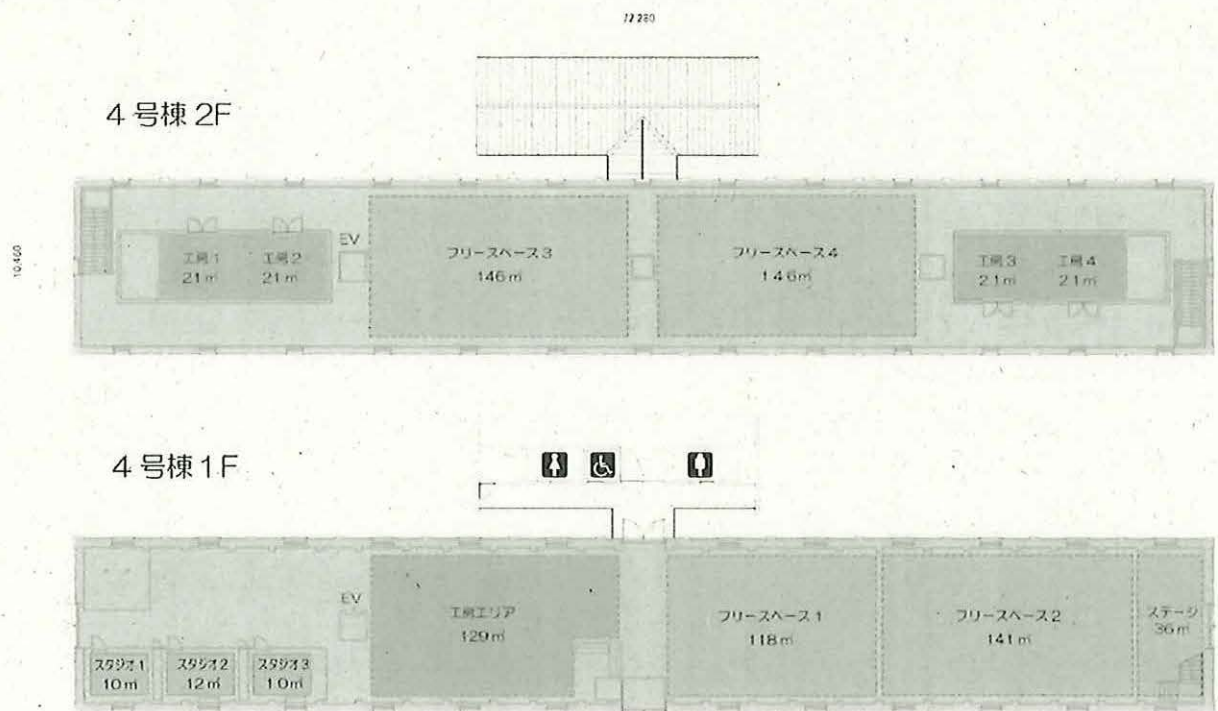
- (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

決 裁 区 分		課長専決							
収 受 日				起 案 日		令和4年4月1日			
決 裁 日				施 行 日		令和4年4月1日			
文 書 分 類		18 -01							
フ ァ イ ル 名		行政財産使用許可							
公 開 区 分		公開		非 公 開 理 由					
文 書 番 号				公 印					
保 存 年 限		5年							
起 案 者		観光振興課 奥野 雅史 内線 1265							
件 名	都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.2								
決 裁	課長	係長	一般・その他						
	観光振興課	観光振興課	観光振興課						
	山内 勇輔	神村 和輝	堺谷 翔太						
合 議									

公園施設設置許可申請書	
設置の目的	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業の実施により赤れんがパークの更なる魅力向上を図る
設置の期間	令和4年4月1日 ～ 令和14年3月31日
設置の場所	赤れんがパーク 4号棟 (詳細は管理運営計画書のとおり)
公園施設の構造	設置物件名：レンタルスペース(合計 1494.77 m ²) (詳細は別紙のとおり) 赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置等
公園施設の管理の方法	公募対象公園施設管理運営計画書に基づき適切な管理を行う。
工事の実施の方法	請負
工事の着手及び完了の時期	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
都市公園の復旧方法	原形復旧
その他	設置場所において別紙一覧のとおり既存備品を借用したい
都市公園に公園施設を設置したいので、許可くださるよう申請します。 令和 4年 4月 1日 舞鶴市長 多々見 良三 様 住所 舞鶴市字浜 1054 番地 NTT ビル舞鶴別館 氏名 株式会社 ウッディーハウス 代表取締役 志摩 幹一郎 電話番号 0773-64-1331 	

様式第2号(第3条関係)

4号棟詳細



赤れんが4号棟(赤れんが工房)

備品(1種)

区分	分類種目	指定管理	品名	数量	備考
1-1	机・台類	×	円形テーブル	トキオ/DGX-M900(ニューグレー)	0 5⇒0 フリー1 脚部破損
		×	円形テーブル	トキオ/DGX-M900(ニューグレー)	0 3⇒0 スタジオ前 脚部破損
		○	演台1	オカムラ/4303AC-MK18	1 2⇒1 1台5号棟
		○	演台2	オカムラ/4303AB-MK18	1 2⇒1 1台5号棟
		○	木製テーブル	トキオ/FM-1890	8
		△	木製テーブル	トキオ/FM-1890	3 4⇒3 1台脚部破損
		○	SGカウンター ハイカウンター	オカムラ/4G28ZZ MF23	2
		○	SGカウンター ハイカウンター	オカムラ/4G29ZZ MF23	1
		○	SGカウンター ハイ外コーナー	オカムラ/4G30RA MF23	2
		○	SGカウンター ハイエンドパネル	オカムラ/4G971P Z421	2
		○	平机	セコー/CSA 127HWW	1
		○	花台	オカムラ/4303AF-MK18	0 1⇒0 5号棟
1-2	椅子類	○	スタッキングチェア	アイコ/MC-183G(FG2)RE	20
		○	スタッキングチェア	アイコ/MC-183G(FG2)RE	99
		○	スタッキングチェア	アイコ/MC-183G(FG2)BU	40
		○	スタッキングチェア	アイコ/MC-414B(VG1)LGR	12
		○	ミーティングチェア	トキオ/NSC-10(レッド)	12
		○	ミーティングテーブル(フラップ式)	オカムラ/L671AT-MR17	40
		○	スツール(回転)	セコー/T-691	48
		○	スツール(回転)	セコー/T-691	24
		○	ロビーベンチ	トキオ/LW-3L(グイン)	4
		○	事務用椅子	アイコ/OS-2205(FG2)RE	1
1-3	棚・箱類	○	両開き書庫(木目調)	オカムラ/4B33ZZ-ZB43	8
		○	書庫用シングルベース	オカムラ/4B92ZZ-Z637	8
		○	書庫用天板	オカムラ/4B12AZ-MK39	8
		○	書庫用サイドパネル	オカムラ/4B13PZ-ZA49	8
		○	ワゴン	セコー/DWJ-0462LWW	2
		×	フラワーボックス	セコー/SF-1200BSR(ローズ)	6
		○	消火器BOX(1F)	ユニオン/UFB-3S-2701	8 7⇒8
		○	消火器BOX(2F)	ユニオン/UFB-3S-2701	6 7⇒6
1-6	室内用品・装飾品類	△	展示パネル/布張り	セコー/PRK306(シエルピンク)	14 16⇒14 2台使用不可
		○	パネル用キャスター	セコー/PRT185C	32
		○	パネル用フック	セコー/9-JHD	48
		○	パネル用ワイヤーハンガー	セコー/9-YH	48
		○	パーティションスタンド	セコー/SU-660SS(レッド)	6 10⇒6
		○	ポスターパネル(B1)	オカムラ/L064BAP-B800	3
		○	パネル用スタンド	オカムラ/L064BFP-B800	4
		○	サインスタンド	セコー/SSB4W	4
		○	傘立て	セコー/AUS-13	6 8⇒6
		○	ホワイトボード	オカムラ/4380GC-H01	2
		○	ホワイトボード	オカムラ/4380GC-H01	1
		○	木製イーゼル	オカムラ/4-386-11	11 12⇒11
		○	ミーティングボード	セコー/TMB-N200LG	4
		○	遮光カーテン	W1700 X H2600	19
		○	遮光カーテン	W1700 X H1450	2
		○	遮光カーテン	W1350 X H1850	20 24⇒20
		○	取付具材一式	一式	1 ボール
1-11	電気・通信器具類	×	簡易PAシステム	PEAVEY ESCORT3000	1 音響セット
1-14	防災器具類	○	消火器	ヤマト YP-10	15 14⇒15
		○	屋外消火栓格納箱		1
1-16	工作機器類	×	電動ろくろ	日本電産シンボ(株) RK-3D型	1
1-25	雑品類	×	粘土板 圧縮ボード	新日本造形/2231-186	48
		×	粘土板整理棚	新日本造形/2532-083	1
		○	スタッキングチェア用台車	アイコ/D-16	5 6⇒5
		○	スタッキングチェア用台車	アイコ/D-16	2
		○	標識パネル	ユニオン/ST-72	8 7⇒8
		○	標識パネル	ユニオン/ST-72	6 7⇒6

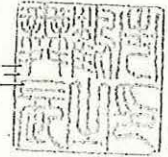
令和4年4月1日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 許 可 書

令和4年4月1日 付けで申請のあった 公園施設の設置 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 赤れんがパーク 4号棟：レンタルスペース (1,494.77㎡) 及び赤れんが倉庫内の
間仕切り壁の設置等
4. 面積又は数量 1494.77 ㎡
5. 許 可 期 間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
6. 設 置 料 2,792,230 円
7. 許 可 条 件

- (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置しなければならない。
- (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
- (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
- (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
- (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
- (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
- (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないよう十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
- (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・ 許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・ 市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。
- (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

決 裁 区 分	課長専決								
収 受 日				起 案 日	令和4年4月1日				
決 裁 日				施 行 日	令和4年4月1日				
文 書 分 類	18 -01								
フ ァ イ ル 名	行政財産使用許可								
公 開 区 分	公開			非 公 開 理 由					
文 書 番 号				公 印					
保 存 年 限	5年								
起 案 者	観光振興課 奥野 雅史 内線 1265								
件 名	都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No.3								
決 裁	課長 観光振興課 山内 勇輔	係長 観光振興課 神村 和輝	一般・その他 観光振興課 堺谷 翔太						
合 議									

公園施設設置許可申請書

設置の目的	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業の実施により赤れんがパークの更なる魅力向上を図る
設置の期間	令和4年4月1日 ～ 令和14年3月31日
設置の場所	赤れんがパーク 5号棟の一部 (詳細は管理運営計画書のとおり)
公園施設の構造	設置物件名：飲食店舗、物販店舗、ビール醸造施設、レンタサイクルスペース等(合計 1260.65 m ²) (詳細は別紙のとおり) 赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置、厨房設備、醸造機器の設置等
公園施設の管理の方法	公募対象公園施設管理運営計画書に基づき適切な管理を行う。
工事の実施の方法	請負
工事の着手及び完了の時期	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
都市公園の復旧方法	原形復旧
その他	設置場所において別紙一覧のとおり既存備品を借用したい

都市公園に公園施設を設置したいので、許可くださるよう申請します。

令和 4年 4月 1日

舞鶴市長 多々見 良三 様

住所 舞鶴市字浜 1054 番地 NTT ビル舞鶴別館

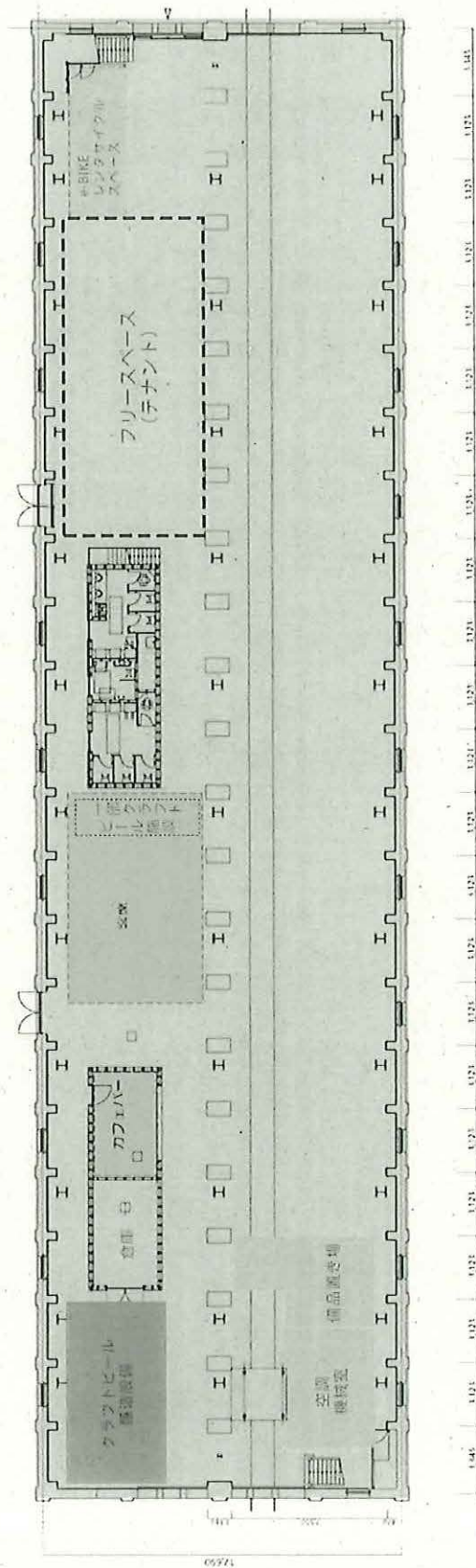
氏名 株式会社 ウッディーハウス

代表取締役 志摩 幹一郎

電話番号 0773-64-1331



5号棟詳細



赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール)

備品(1種)

区分	分類種目	指定管理	品名	数量	備考
1-1	机・台類	○	カウンター内ワゴン	セイコー/DWJ-0462LWW	2
		○	折りたたみ宴会用テーブル	セイコー/HF-18	10
		○	組立ステージ	セイコー/No.484A	6
		○	組立ステージステップ(1段)	コクヨ/KFS-1NN	2
		○	ステージ用スカートW1200	コクヨ/KFM-2	10
		○	SGカウンター ハイカウンター	オカムラ/4G25ZZ MF23	1
		○	SGカウンター ハイカウンター	オカムラ/4G26ZZ MF23	2
		○	SGカウンター ハイカウンター	オカムラ/4G29ZZ MF23	3
		○	SGカウンター ハイ外コーナー	オカムラ/4G30RA MF23	2
		○	SGカウンター 車椅子対応ローカウンター	オカムラ/4G48ZH MF23	1
		○	SGカウンター ハイエンドパネル	オカムラ/4G971P Z421	3
		○	SGカウンター 車椅子対応エンドパネル	オカムラ/4G976P Z421	1
		○	SGカウンター 中間パネル	オカムラ/4G977L Z975	1
		○	平机	セイコー/CSA 187HWW	2
		○	折りたたみ机	W2200*D450*H700	6
1-2	椅子類	○	事務椅子	アイコ/OS-2205(FG2)RE	2
		○	ロビーベンチ(R45)	トキオ/LS-R45(ネイビー)	2
		○	ロビーベンチ(R45)	トキオ/LS-R45(ネイビー)	4
		○	ロビーベンチ(2席)	トキオ/LS-2(ネイビー)	4
		○	ロビーベンチ(2席)	トキオ/LS-2(ネイビー)	8
		○	スタッキングチェア	アイコ/MC-183G(FG2)RE	252 256⇒252
		○	ガーデンテーブル・チェア	タカショー/GSTY-43S4	7
		○	ガーデンチェア	IGF-C04	4
1-3	棚・箱類	○	中軽量棚(基本)	オカムラ/6H65LM	2
		○	中軽量棚(増速)	オカムラ/6H65MM	3
		○	消火器BOX	ユニオン/UF8-3S-2701	14 18⇒14
		○	ワゴン	セイコー/DWJ-0462LWW	2
		×	プロジェクターカート台	PJ-I	1
1-6	室内用品・装飾品類	○	ポスターパネル(B1)	オカムラ/L064BAP-B800	1 4⇒1
		○	パネル用スタンド	オカムラ/L064BFP-B800	0 4⇒0
		○	サインスタンド	セイコー/SSB4W	4
		○	カタログスタンド	セイコー/CTS-18N	2
		○	展示パネル/布張り	セイコー/PRK306(シエルピンク)	30
		○	パネル用キャスター	セイコー/PRT185C	60
		○	パネル用フック	セイコー/9-JHD	100 120⇒100
		○	パネル用ワイヤーハンガー	セイコー/9-YH	113 120⇒113
		○	パーティションスタンド	セイコー/SU-660SS(レッド)	7 10⇒7
		○	傘立て	セイコー/AUS-13	6
		○	傘立て	セイコー/AUS-13	4
		×	200インチワイドスクリーン	SMP-200HM-W1-WG103	1
		×	スクリーン取付部材一式	一式	1
		○	テーブルクロス	TW3302SR #3800	15
		○	遮光カーテン	W1350 X H3000	20 23⇒20
		○	遮光カーテン	W1350 X H1850	50
		○	取付具材一式	一式	1
		○	パーティションスタンド	コクヨ GB-PS4(太)	8
		○	パーティションロープ	コクヨ GB-PR5R(太)	6
1-7	冷暖房・空調機器類	○	大型ストーブ(ブルーヒーター)	トヨトミKF-195 置き台付	4
		○	石油ファンヒーター	トヨトミLC-53C	8
		○	スポットクーラー	ダイキン SUASSP2B	1
		○	扇風機	OPS-45S	15
1-10	光学機器類	×	プロジェクター	エプソン/EB-1925W	1
		×	プロジェクター	エプソン/EB-6250W	2
1-11	電気・通信器具類	×	リモコンマイク		1
		×	CDミュージックプレーヤー		2
		×	照明操作卓		1
		×	DMXワイヤレス送受信システム		1
		×	移動型調光器		8
		×	スポットライト	500wハロゲンパーライト	32
		×	スポットライト	575wハロゲン	8
		×	延長コード	C型30Aプラグ-C型30Aコネクタ	2
		×	延長コード	C型30Aプラグ-C型30Aコネクタ	4
		×	延長コード	C型30Aプラグ-C型30Aコネクタ	1
		×	分岐コード	C型20Aプラグ-C型20Aコネクタ	8
		×	ブレーカー付変換ボックス	C型30Aプラグ-平行15Aコンセント	6
		×	予備電球		2 1⇒2
		×	音響ワゴン		1
		×	スピーカー		2 1⇒2
		×	マイク		1
		×	スポットライト一式	一式	1
		×	PLLダイナミックワイヤレス受信機	WX-4040B	1

赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール)

備品(1種)

区分	分類種目	指定管理	品名	数量	備考
		×	PLLダイバシティワイレスチューナーユニット WX-D40000A	2	
		×	オーディオミキサー WR-XS3	1	
		×	スピーカーシステム WS-AT75-K	2	
		×	スピーカースタンド W2-SS2200	4	2⇒4
		×	PLLワイレスマイクワゴン WX-4100B	4	5⇒4
		×	PLLタビシン形ワイレスワゴン WX-4300B	2	1⇒2
		×	ダイシツマイクワゴン WM-D170SW-K	2	1⇒2
		×	床上型マイクスタンド MS200	5	
		×	マイクワゴンスタンド WN-275	6	
		×	機器取付材一式 一式	1	
		×	ライトアップ照明器具 Panasonic NNY24321K スパイクなし	11	
		×	Panasonic NNY24321K スパイク付	42	
1-13	厨房機器類	○	業務用冷凍冷蔵庫 HRF-120LZT	1	
		○	戸棚 HC-96-C	1	
		○	作業台 HWT-36B-C(特)	1	
		○	作業台 HWT-76B-C(特)	1	
		○	作業台 HWT-126B-C(特)	1	
		○	パイプ棚 HPS-1230-C	1	
		○	コンロ架台 HLT-66BH-C(特)	1	
		○	卓上IHコンロ TIH-3NNI	2	
		○	移動台 HIT-96H-4F-A(特)	2	
		○	引出付調理台 HCT-126B-C(特)	1	
		○	平台 HBS-1830-C	1	
		○	オープンレンジ NE-A264	1	
		○	オープンレンジ NE-T154	1	
		○	製氷機 ホシザキIM-35M	1	
1-14	防災器具類	○	消火器 ヤマト YP-10	13	18⇒13
1-17	機械・器具類	○	スノーロータリー 三菱MSR-810-SKM	1	
1-25	雑品類	○	脚立 9尺 XAM-270	1	
		○	スタッキングチェア用台車 アイコ/D-16	13	
		○	標識パネル ユニオン/ST-72	18	
		△	マーケットパラソル、ベース ACT-24W, ACTB-BW51	8	
		○	テント地	1	
		○	A型アルミ看板 面板加工2面ポリウエイト付	1	
		×	ブリックハウス	1	

令和4年4月1日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 許 可 書

令和4年4月1日 付けで申請のあった 公園施設の設置 については、
下記の条件を付して許可します。

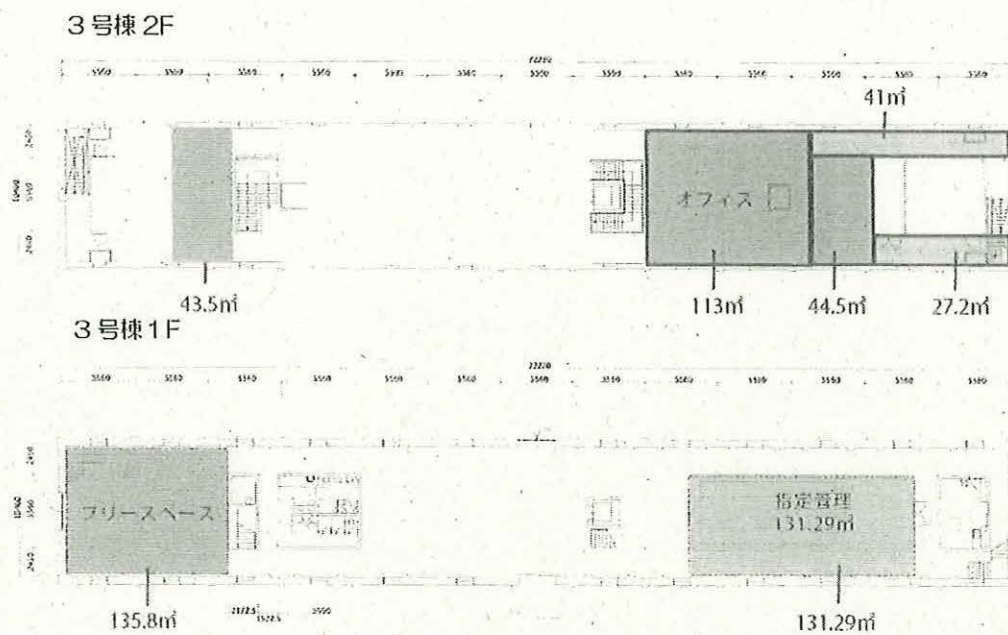
1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 赤れんがパーク 5 号棟：飲食店舗、物販店舗、ビール醸造施設、レンタサイクルスペース等 (1, 260. 65㎡) 及び赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置、厨房施設、
4. 面積又は数量 1260. 65 ㎡
5. 許 可 期 間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
6. 設 置 料 2, 454, 480 円
7. 許 可 条 件
 - (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置しなければならない。
 - (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
 - (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
 - (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
 - (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
 - (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
 - (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないように十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
 - (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
 - (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・ 許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・ 市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。
 - (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

決 裁 区 分	課長専決								
収 受 日				起 案 日	令和4年9月1日				
決 裁 日	令和4年9月14日			施 行 日	令和4年9月14日				
文 書 分 類	18 -01			公 印					
フ ァ イ ル 名	行政財産使用許可（Park-PFI）								
公 開 区 分	公開			非 公 開 理 由					
文 書 番 号				保 存 年 限	永年				
起 案 者	観光振興課 奥野 雅史 内線 1265								
件 名	都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置及び管理許可について No. 4								
決 裁	課長	係長	主任	一般・その他					
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	観光振興課					
	山内 勇輔	神村 和輝	渋谷 元気	堺谷 翔太					
合 議									

主 文	見出しの件につきまして、別紙のとおり公園施設の設置及び管理を許可してよろしいか。	
	また、使用料については下記の額を請求してよろしいか。併せてお伺いします。	
内 容	1. 申 請 者	株式会社 ウッディーハウス 代表取締役 志摩 幹一郎
	2. 場 所	舞鶴赤れんがパーク 3号棟の一部
	3. 目 的	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創造事業の実施により 赤れんがパークの更なる魅力向上を図る
	4. 設置物件	シェアオフィス、オフィス、フリースペース (405㎡) 及び赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置等
	5. 許可期間	令和4年9月16日 から 令和5年3月31日 まで
	6. 設 置 料	441,310円 (405㎡×1,868円/㎡・年×7/12月÷441,310円 10円未満切捨て)
	7. そ の 他	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業 公募設置等指針 (4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額 赤れんが倉庫3号棟 1,868円/㎡・年 以上 (税込)
	行政財産使用条例 (使用料の計算方法)	
	(2) 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数期間が生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数期間が生じた場合は、当該端数を1月として計算する。	
	(5) 算定した徴収すべき使用料の額に10円未満の端数金額が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てる。ただし、1件の使用料の額が100円未満であるものは、これを100円とする。	

公園施設設置許可申請書	
設置の目的	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業の実施により赤れんがパークの更なる魅力向上を図る
設置の期間	令和4年9月16日 ～ 令和14年3月31日
設置の場所	赤れんがパーク 3号棟の一部（405㎡） （詳細は別紙のとおり）
公園施設の構造	設置物件名：シェアオフィス、オフィス、フリースペース 405㎡ （詳細は管理運営計画書のとおり） 赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置等
公園施設の管理の方法	公募対象公園施設管理運営計画書に基づき適切な管理を行う
工事の実施の方法	請負
工事の着手及び完了の時期	令和4年9月16日 ～ 令和5年3月31日
都市公園の復旧方法	原形復旧
その他	設置場所に置いて別紙一覧のとおり既存備品を借用したい
都市公園に公園施設を設置したいので、許可くださるよう申請します。 令和 4年 9月 1日 舞鶴市長 多々見 良三 様 住所 舞鶴市字浜 1054 番地 NTT ビル舞鶴別館 氏名 株式会社 ウッディーハウス 代表取締役 志摩 幹一郎 電話番号 0773-64-1331	

【別紙】設置の場所



公募対象公園施設区域のうち、令和4年4月1日時点で使用していない面積
 $43.5 + 113.0 + 41.0 + 44.5 + 27.2 + 135.8 = 405 \text{ m}^2$

※色が付いている部分が今回使用する部分となります。(指定管理部分は除く)

上記部分の対象面積の合計：405 m²

令和4年4月1日から使用している面積は958.48 m²です。

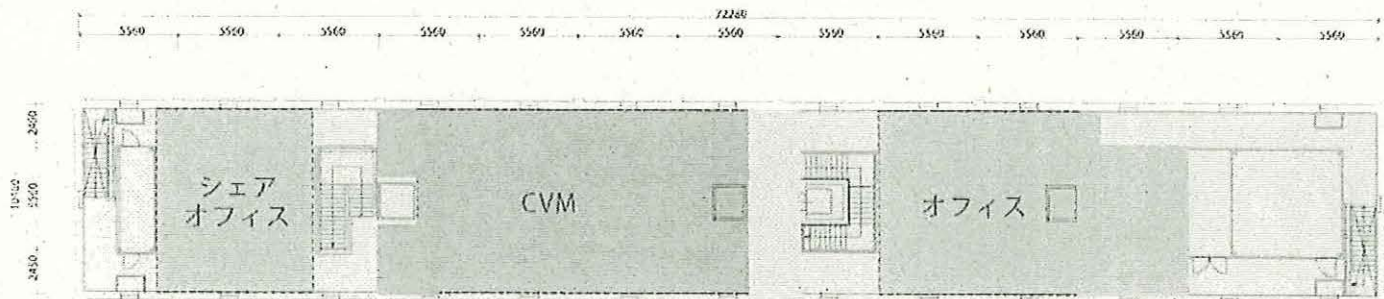
令和4年9月16日から上記に405 m²を追加して使用します。

よって、令和4年9月16日より3号棟全体の面積1363.48 m²を使用するものです。

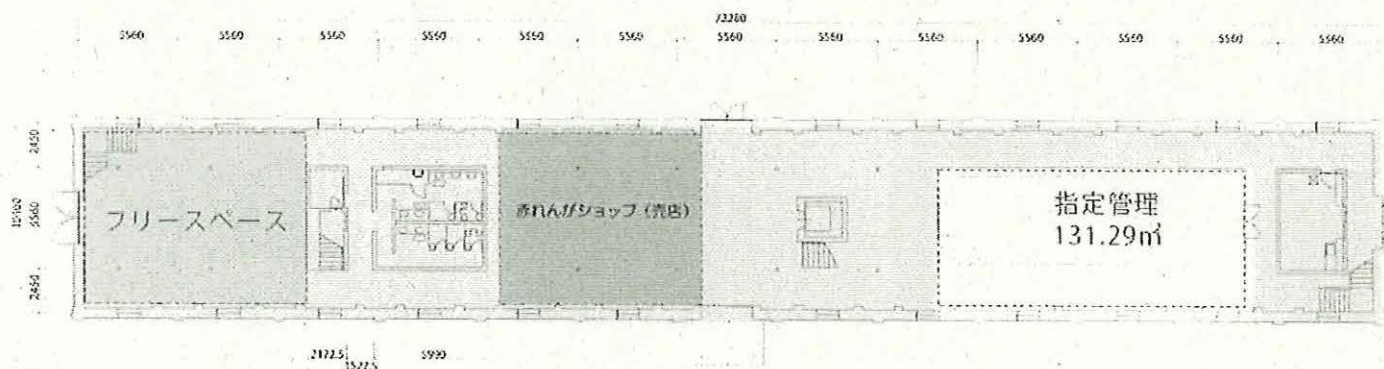
(3) 公募対象公園施設等の整備計画

・ 3号棟整備計画（平面図）

3号棟 2F



3号棟 1F



※ピンクの網掛け部分は公募対象公園施設の対象エリアとなります。

・ 3号棟（1階スーベニアショップ/2階コワーキング＋オフィス）

1階は、営業時間・休業日を調整し、より利用しやすい環境を整えたスーベニアショップにします。

1階南側に創出する空間を活用し、新たに物販を中心にしたテナント募集を実施します。

2階はコワーキングスペースや京都府立大学のサテライトオフィスなどとも連動し、新たな交流と価値を創造するオフィスを誘致します。

・ 3号棟詳細

住所：舞鶴市字北吸1039番地の12

構造：れんが造2階建て

面積：1,494.77㎡の内、図の指定管理部分(131.29㎡)を除く

1,363.48㎡を対象とする。

赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)

備品(1種)

区分	分類種目	指定管理	品名	品番	数量	備考
1-1	机・台類	○	受付カウンター		1	
		○	ワークテーブルラウンド	テネロ ST-MT189U1	2	
		○	ワークテーブルラウンド	テネロ ST-MT99U1	3	
		○	角テーブル	BT-252F1	9	
		○	テーブル	SD-MXZ LL1612L F11	1	
		○	デスク	SD-MXZ 46EC3 F11	1	
		○	ワキデスク	SD-MXC 44EK F11N	1	
		×	展示台	800×800×800+500 アクリル	1	海軍展示
		×	展示台	500×600×850+400 アクリル	3	海軍展示
		×	テーブル	KT-S31F1NN	13	5号へ移動
		○	パンフレット展示台	1800×1800×400 3段	1	
		○	パンフレット台	900 A4版用	3	
		×	脚折会議テーブル(コクヨ)		13	
		×	長机(ひな展用)		10	5号へ移動
1-2	椅子類	○	リフレッシュチェア	CK-M1800	40	
		○	セディスタ ローバック 肘なし	CR-G420F5JPB6-V	2	
		○	椅子(事務用)	ジョイントック 160-902	3	
		○	丸椅子	TOKIO M-24M	2	
1-3	棚・箱類	○	Dシェルフ ウッド棚	YXZ-CAW 12134	2	
		○	ウッドストッカー	YXZ-CWSAN 1233	2	
		○	クリーンロッカー 備品ロッカー	CLK-45F1	1	
		○	NS収容システム 3枚引き違い戸	BWS-STHU58 F1	1	
		○	NS収容システム ガラス両開扉	BWS-SSGD58 F1	1	
		○	ノンボルト 中量ラック	MM-A06324F1N	1	
		○	ノンボルト 中量ラック	MM-A06354F1N	1	
		○	保管庫一式	BWS-SHD516 F1	3	
		×	ジオラマケース	1000×1000×800+500 アクリル	1	引揚・赤博
		×	展示平ケース	1500×500×800+150 ガラス	2	引揚・赤博
		×	展示平ケース	1500×600×800+150 ガラス	5	引揚・赤博
		×	展示ケース	800×800×800	1	引揚・赤博
		×	展示平ケース	1500×600×800+200 アクリル	8	引揚・赤博
		○	ハイカウンター基本タイプ	NSB-569KS-9797	1	
		○	エンドパネル ハイ右	NSA-069LB-97	1	
		○	エンドパネル ハイ左	NSA-069RB-97	1	
		○	収納庫引き戸タイプ	NSA-549A-NE	1	
		○	アオリ戸 ロー用	NSA-7Y-97	1	
		○	車椅子用対応カウンター	NSB-287MS-9797	1	
		○	エンドパネル 車椅子右	NSA-087RE-97	1	
		○	エンドパネル ハイ右 SO	NSA-109RB-97SO	1	
		○	ハイカウンター下段天板一体型	NBS-559FS-9797	1	
		○	連結フレーム ハイ用	NSP-9C	1	
		○	ハイカウンター コーナータイプ	NSB-599ES-9797	1	
		○	ハイカウンター 基本タイプ	NSB-559KS-9797	1	
		○	エンドパネル ハイ左	NSA-069LB-97	1	
		○	収納庫引き戸タイプ	NSA-539A-NE	1	
1-4	事務用機器類	○	コンテンツ作成PC一式	REXCEED-M300V 液晶モニター(2台)HDD	1	
1-6	室内用品・装飾品類	○	結界一式	NT-KKB-100	1	
		○	筒状タイプ傘立て	US-G40	1	
		○	スモーキングスタンド	SS-255 ステンレス	1	
		○	パーティションスタンド	GB-PS 201D	2	
		○	サインスタンド	GB-S4NN	4	
		×	片面黒板	BB-K634 W 1NN	1	
		○	片面黒板(月予定表)	BB-HC636 MW 1N	1	
		×	ボール(展示パネル用)	コクヨ SSPF-1	23	
		×	T型ベース(展示パネル用)	コクヨ SSPE-1	20	
1-10	光学機器類	×	コミュニケーションボード		14	
		×	DLP方式プロジェクター	TH-DW5000	1	
		×	液晶プロジェクター	TH-LB60NT	1	
		×	ビデオカメラ	HDR-HC7	1	

赤れんが3号棟(まいづる智恵蔵)

備品(1種)

区分	分類種目	指定管理	品名	品番	数量	備考
1-11	電気・通信器具類	○	ウォッシャーライト	ナショナル NHU31550PS1	18	
		○	LEDスポットライト	白色AC100 NNY24005	2	
		○	LEDライン照明	白色AC100 NNY21030	2	
		○	LEDスポットライト	電球色4 NNY21030 電源ユニット共	22	
		×	65Vプラズマディスプレイ式	TH-65PF9RK 100/1000base-TX 等	1	
		×	17インチ液晶モニター式	タッチパネル 映像制御機器 等	1	
		×	26型液晶モニター	TH-26LX65	1	
		×	DVDレコーダ	VHS付 DMR-EH75-S	1	協会購入
		×	50Vプラズマディスプレイ式	タッチパネル 映像制御機器 等	2	
		×	映像配信サーバー式	MEDIAEDGE-SVS P1700BK GS916S	1	
		×	データロガー	KK-TR-72U	1	
1-12	計測・試験分析機器類	×			1	
1-21	車両・船舶類	×	BD10型入換動車		1	
1-25	雑品類	○	移動式踏台	SP-63	1	
		○	コミュニケーションボード専用台車	SSP-T1	1	
		○	手押車	TK-20	1	
		×	150型張込スクリーン	16:09	1	
		×	プロジェクターカート		1	
		×	モバイルスクリーン	100型	1	
		○	台車	500×750	2	
		○	脚立	ALINCO MA-240SE	2	
		○	テーブル用台車	TK-T100N	1	
		○	入口フロアマット		3	



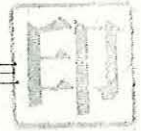
舞鶴市指令第 号
年 月 日

住 所 舞鶴市宇浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 許 可 書

令和4年9月1日 付けで申請のあった 公園施設の設置 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 宇北吸 地内
3. 内 容 赤れんがパーク 3 号棟：シェアオフィス、オフィス、フリースペース (405㎡) 及び赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置等
4. 面積又は数量 405 ㎡
5. 許 可 期 間 令和4年9月16日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 441,310 円 (令和4年度)
756,540 円 (令和5年度以降)
7. 許 可 条 件

- (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置しなければならない。
- (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
- (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
- (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
- (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
- (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
- (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないように十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
- (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。

・許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。

・市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。

- (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

令和4年9月14日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 許 可 書

令和4年9月1日 付で申請のあった 公園施設の設置 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 赤れんがパーク 3号棟：シェアオフィス、オフィス、フリースペース（405㎡）及び赤れんが倉庫内の間仕切り壁の設置等
4. 面積又は数量 405 ㎡
5. 許 可 期 間 令和4年9月16日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 441,310 円 (令和4年度)
756,540 円 (令和5年度以降)
7. 許 可 条 件

- (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置しなければならない。
- (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
- (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
- (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
- (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
- (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
- (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないように十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
- (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。
- (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

決 裁 区 分		課長専決							
収 受 日				起 案 日		令和4年10月26日			
決 裁 日				施 行 日					
文 書 分 類		18 -01							
フ ァ イ ル 名		行政財産使用許可							
公 開 区 分		公開		非 公 開 理 由					
文 書 番 号		舞産観 第 34号		公 印					
保 存 年 限		5年							
起 案 者		観光振興課 奥野 雅史 内線 1265							
件 名	都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置管理許可について No. 2								
決 裁	課長	係長	主任	一般・その他					
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	観光振興課					
	山内 勇輔	神村 和輝	波沢 元気	堺谷 翔太					
合 議									

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三

公 園 施 設 設 置 管 理 許 可 書

令和4年10月17日 付けで申請のあった公園施設の設置管理については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 舞鶴赤れんがパーク5号棟改修工事（空調室外機設置、配管設置）
4. 施 設 の 構 造 空調整備、醸造実整備
5. 許 可 期 間 令和4年11月1日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 56,230 円 (令和4年度)
134,970 円 (令和5年度以降)
7. 許 可 条 件
 - (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置管理しなければならない。
 - (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
 - (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
 - (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
 - (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
 - (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
 - (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないよう十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
 - (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
 - (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・ 許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・ 市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。

公園施設設置管理許可申請書

設置管理の目的	舞鶴赤れんがパーク 5号棟改修工事
設置管理の期間	令和4年11月1日 ～ 令和14年3月31日
設置管理の場所	舞鶴市字北吸地内（舞鶴赤れんがパーク）
公園施設の構造	空調整備、醸造室整備
公園施設の管理の方法	公募設置等計画のとおり
工事の実施の方法	別紙、総合施工計画書のとおり
工事の着手及び完了の時期	工事着手：令和4年11月21日 完了：令和5年5月31日
都市公園の復旧方法	原形復旧

都市公園に公園施設を設置管理したいので、許可くださるよう申請します。

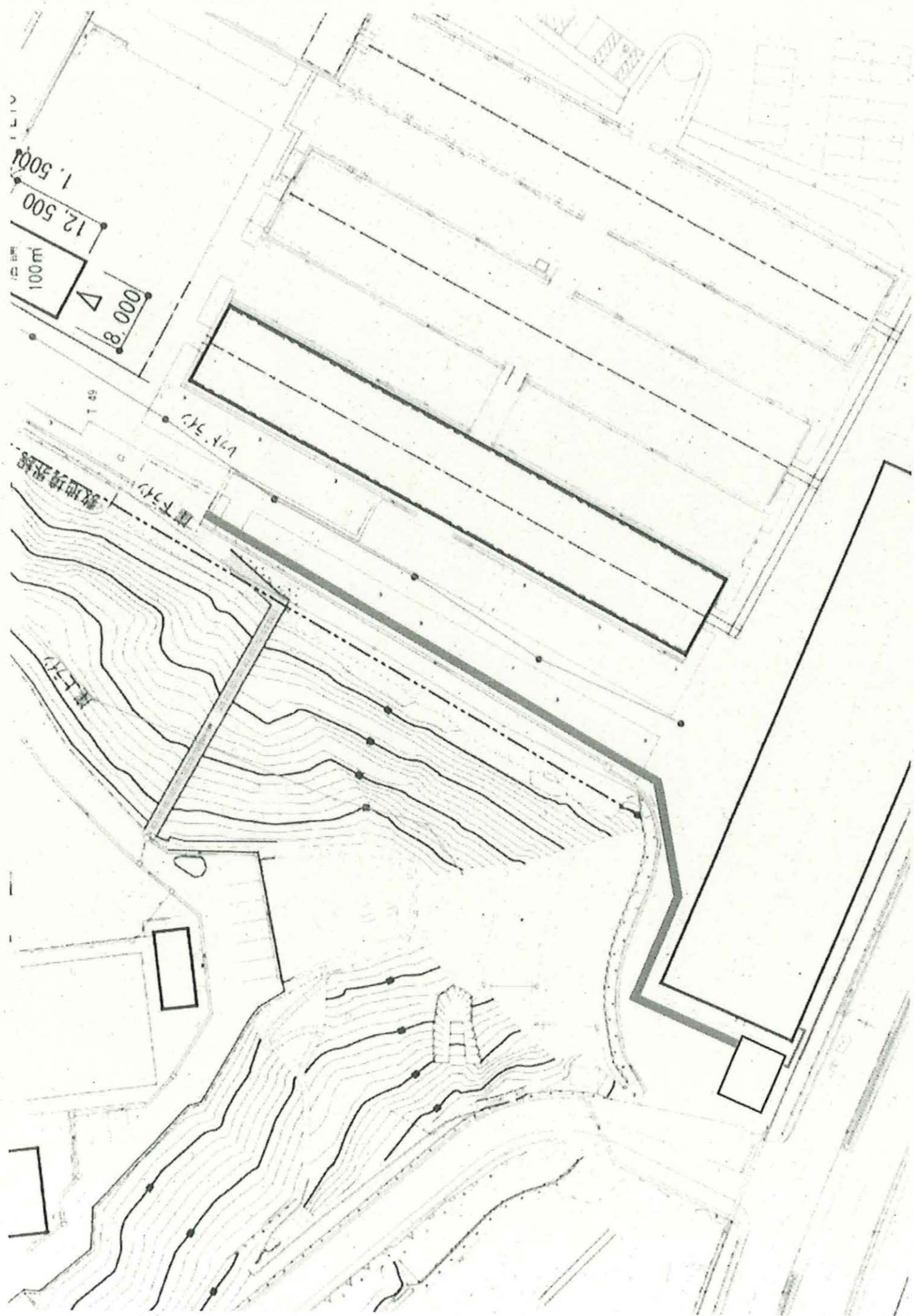
令和 4年 10月 17日

舞鶴市長 多々見 良三 様

住所 舞鶴市字浜 1054 NTT ビル舞鶴別館

氏名 株式会社ウッディーハウス
代表取締役 志摩幹一郎

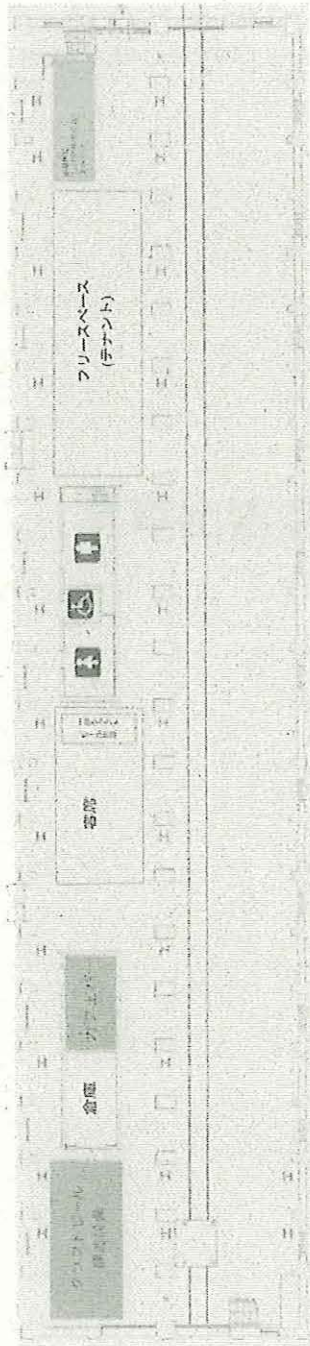
電話番号 0773-64-1331



(3) 公募対象公園施設等の整備計画

・5号棟整備計画 (平面図)

※ピンクの網掛け部分は公募対象公園施設の対象エリアとなります。



・5号棟 (レンタルスペース/クラフトビールの提供/Eバイク拠点など)

貸館施設としての機能を維持するとともに、1階に全面空調を入れ、夏・冬も利用しやすい環境を提供します。

5号棟カフェは、機能を拡充し、クラフトビールの醸造所を設置する予定です。

5号棟カフェに連なる1階北側の空間(フリースペース)を活用し、新たな物販テナントの募集も実施する予定です。

また、赤れんがパークへの来館者が街中や自然あふれる観光拠点へ巡っていただけるよう、街中との連携拠点として、Eバイクステーションを設置します。

・5号棟詳細

住所：舞鶴市字北吸1039番地の1

構造：れんが造2階建て

面積：2,521.3㎡の内1階部分の全て
1,260.65㎡を対象とします。

室外機：28.74㎡

配管等：49.37㎡



令和4年10月31日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 管 理 許 可 書

令和4年10月17日 付けで申請のあった 公園施設の設置管理 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 舞鶴赤れんがパーク5号棟改修に伴う空調室外機設置・配管敷設
4. 施 設 の 構 造 空調設備・管
5. 許 可 期 間 令和4年11月1日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 56,230 円 (令和4年度)
134,970 円 (令和5年度以降)
7. 許 可 条 件
 - (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置管理しなければならない。
 - (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
 - (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
 - (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
 - (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
 - (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
 - (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないように十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
 - (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
 - (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・ 許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・ 市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。
 - (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

決 裁 区 分		課長専決							
収 受 日				起 案 日		令和4年12月21日			
決 裁 日				施 行 日					
文 書 分 類		18 -01							
フ ァ イ ル 名		行政財産使用許可							
公 開 区 分		一部非公開		非 公 開 理 由		法人情報			
文 書 番 号				公 印					
保 存 年 限		5年							
起 案 者		観光振興課 奥野 雅史 内線 1265							
件 名		都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置管理許可について No.3							
決 裁	課長	係長	主任	一般・その他					
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	観光振興課					
	山内 勇輔	神村 和輝	渋谷 元気	堀谷 翔太					
合 議									

[illegible]

公園施設設置管理許可申請書

設置管理の目的	舞鶴赤れんがパーク 2・3 号棟間テラス整備工事
設置管理の期間	令和 5 年 1 月 10 日 ～ 令和 14 年 3 月 31 日
設置管理の場所	舞鶴市字北吸地内（舞鶴赤れんがパーク）
公園施設の構造	木製デッキ整備、パーゴラ整備
公園施設の管理の方法	公募設置等計画のとおり
工事の実施の方法	別紙、施工計画書のとおり
工事の着手及び完了の時期	工事着手：令和 5 年 1 月 10 日 完了：令和 5 年 2 月 28 日
都市公園の復旧方法	原形復旧

都市公園に公園施設を設置管理したいので、許可くださるよう申請します。

令和 4 年 12 月 14 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

住所 舞鶴市字浜 1054 NTT ビル舞鶴別館

氏名 株式会社ウッディーハウス
代表取締役 志摩幹一郎

電話番号 0773-64-1331



赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業

公募設置等変更計画

当初) 令和4年4月1日

第1回変更) 令和4年10月31日

株式会社ウッディーハウス
代表取締役 志摩幹一郎

(3) 公募対象公園施設等の整備計画

・2号棟と3号棟間のテラス整備計画（平面図）



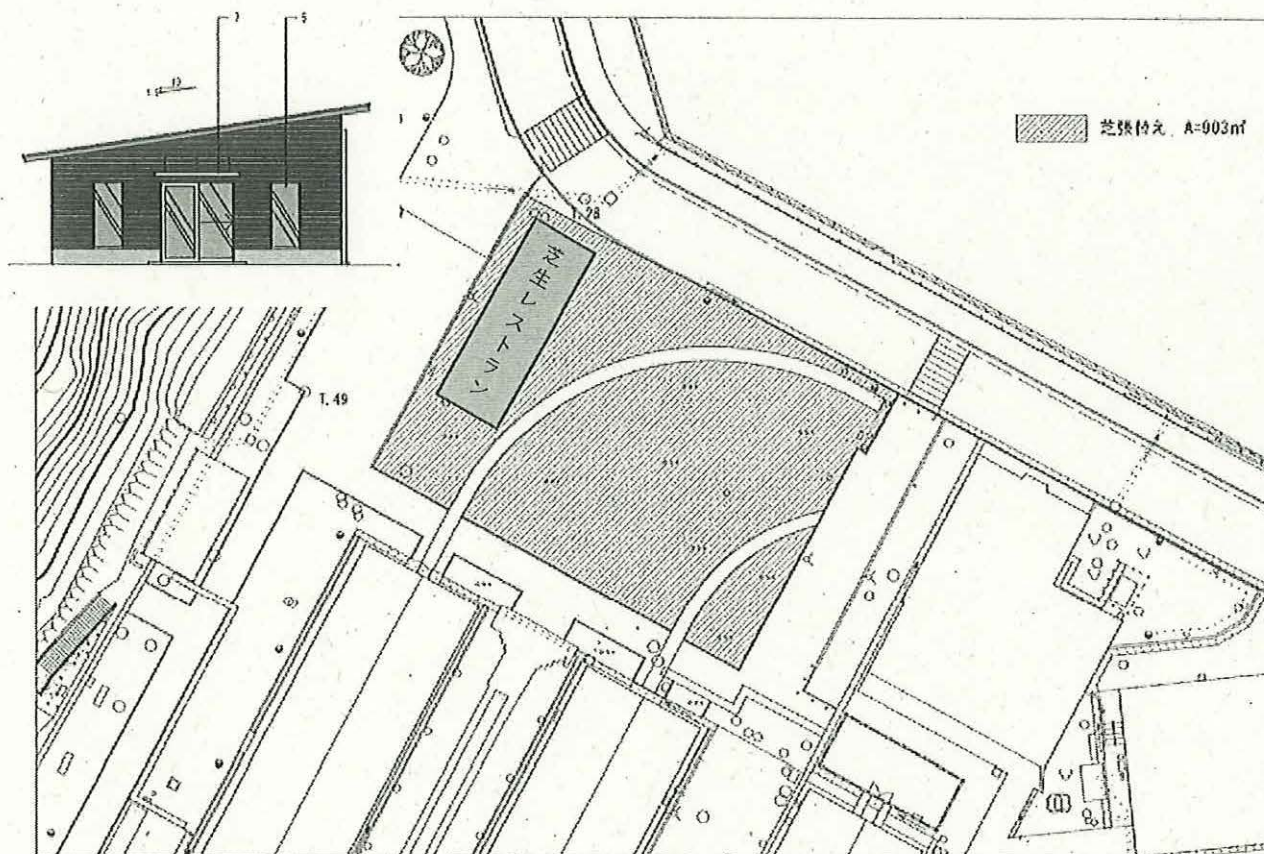
詳細

整備内容

2号棟と3号棟の間に屋根を設けるとともに、ウッドデッキを整備する。
構造は鉄骨一部木造とする。
占有面積は140㎡です。

(3) 公募対象公園施設等の整備計画

- ・海側芝生広場整備計画（平面図）
レストラン(建物)を整備します。



芝生広場のレストラン(建物)の詳細

延床面積：100㎡

(4) 施設の管理運営計画

(イ) 個別計画

①公募対象公園施設の管理運営計画

4号棟1階、5号棟1階は、貸館機能を継続いたします。貸館の内容にこだわり、かつ予約の利便性も追求し、多くの人、企業が利用しやすい貸館へと進化をさせます。

特に5号棟1階には課題になっていた空調設備を導入することで年間利用が可能な場所へ変貌いたします。

3号棟1階は、観光戦略拠点として、海の京都の土産品物販を継続します。2階は弊社のネット事業部の一部を移転し、市内業者と連携できるシェアオフィスの運営を行います。

4号棟2階はアートのコミュニティスペースとして展開し、クリエイターのための創作、発信、交流の拠点として新たな価値を創造します。作品創作・展示・販売、情報発信、ワークショップ、デジタル機器レンタル、教育まで、一貫した管理体制を整えた場所になります。

各棟の備品は、使用備品一覧表のとおり活用し、利用者の利便性の向上に努めます。

特定公園施設周辺には飲食ブースを新設し、新たな舞鶴の新鮮な食材を存分に提供できる空間を演出いたします。またイベント時に多数の事業者がキッチンカー等で出店できるように電気配線の工事を行い5号棟横でも展開できるようにいたします。

令和4年12月28日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 管 理 許 可 書

令和4年12月14日 付けで申請のあった 公園施設の設置管理 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 舞鶴赤れんがパーク2・3号棟間テラス整備工事
4. 施 設 の 構 造 木製デッキ整備、パーゴラ整備
5. 許 可 期 間 令和5年1月10日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 60,480 円 (令和4年度)
241,920 円 (令和5年度以降)
7. 許 可 条 件
 - (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置管理しなければならない。
 - (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
 - (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
 - (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
 - (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
 - (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
 - (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないよう十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
 - (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
 - (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・ 許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・ 市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。
 - (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

決 裁 区 分		課長専決							
収 受 日				起 案 日		令和4年12月21日			
決 裁 日				施 行 日					
文 書 分 類		18 -01							
フ ァ イ ル 名		行政財産使用許可							
公 開 区 分		一部非公開		非 公 開 理 由		法人情報			
文 書 番 号				公 印					
保 存 年 限		5年							
起 案 者		観光振興課 奥野 雅史 内線 1265							
件 名		都市公園（舞鶴赤れんがパーク）施設設置管理許可について No. 4							
決 裁	課長	係長	主任	一般・その他					
	観光振興課	観光振興課	観光振興課	観光振興課					
	山内 勇輔	神村 和輝	渋谷 元気	堺谷 翔太					
合 議									

主 文	見出しの件につきまして、別紙のとおり公園施設設置管理を許可してよろしいか。	
内 容	1. 申請者	株式会社 ウッディーハウス 代表取締役 志摩 幹一郎
	2. 場 所	舞鶴赤れんがパーク 公園区域（屋外）
	3. 目 的	舞鶴赤れんがパーク海側芝生広場整備工事
	4. 設置物件	レストラン（木造平屋建）整備
	5. 管理方法	公募施設等計画のとおり
	5. 設置期間	令和5年1月23日 から 令和14年3月31日 まで
	6. 設 置 料	令和4年度：43,200円（1,728円/㎡・年×100㎡×3/12年） 令和5年度以降：172,800円（1,728円/㎡・年×100㎡）
	7. その他	
	公園区域（屋外）を活用して公募対象公園施設を新設する場合の設置料は、年額で定められていま す。令和4年度については年度途中での設置管理となるため、舞鶴市行政財産使用条例の備考2使用 料の計算方法を準用し、月割にて計算するものです。	
	舞鶴市行政財産使用料条例 備考	
	2 使用料の計算方法	
	(2) 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の 端数期間が生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの 又はその期間に1月未満の端数期間が生じた場合は、当該端数を1月として計算する。	
	(5) 算定した徴収すべき使用料の額に10円未満の端数金額が生じた場合は、当該端数金額を切り 捨てる。ただし、1件の使用料の額が100円未満であるものは、これを100円とする。	

公園施設設置管理許可申請書

設置管理の目的	舞鶴赤れんがパーク海側芝生広場整備工事
設置管理の期間	令和5年1月23日 ～ 令和14年3月31日
設置管理の場所	舞鶴市字北吸地内（舞鶴赤れんがパーク）
公園施設の構造	レストラン（木造平屋建）整備
公園施設の管理の方法	公募設置等計画のとおり
工事の実施の方法	別紙、総合施工計画書のとおり
工事の着手及び完了の時期	工事着手：令和5年1月23日 完了：令和5年4月29日
都市公園の復旧方法	原形復旧

都市公園に公園施設を設置管理したいので、許可くださるよう申請します。

令和 4 年 12 月 14 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

住所 舞鶴市字浜 1054 NTT ビル舞鶴別館

氏名 株式会社ウッディーハウス
代表取締役 志摩幹一郎

電話番号 0773-64-1331

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業

公募設置等変更計画

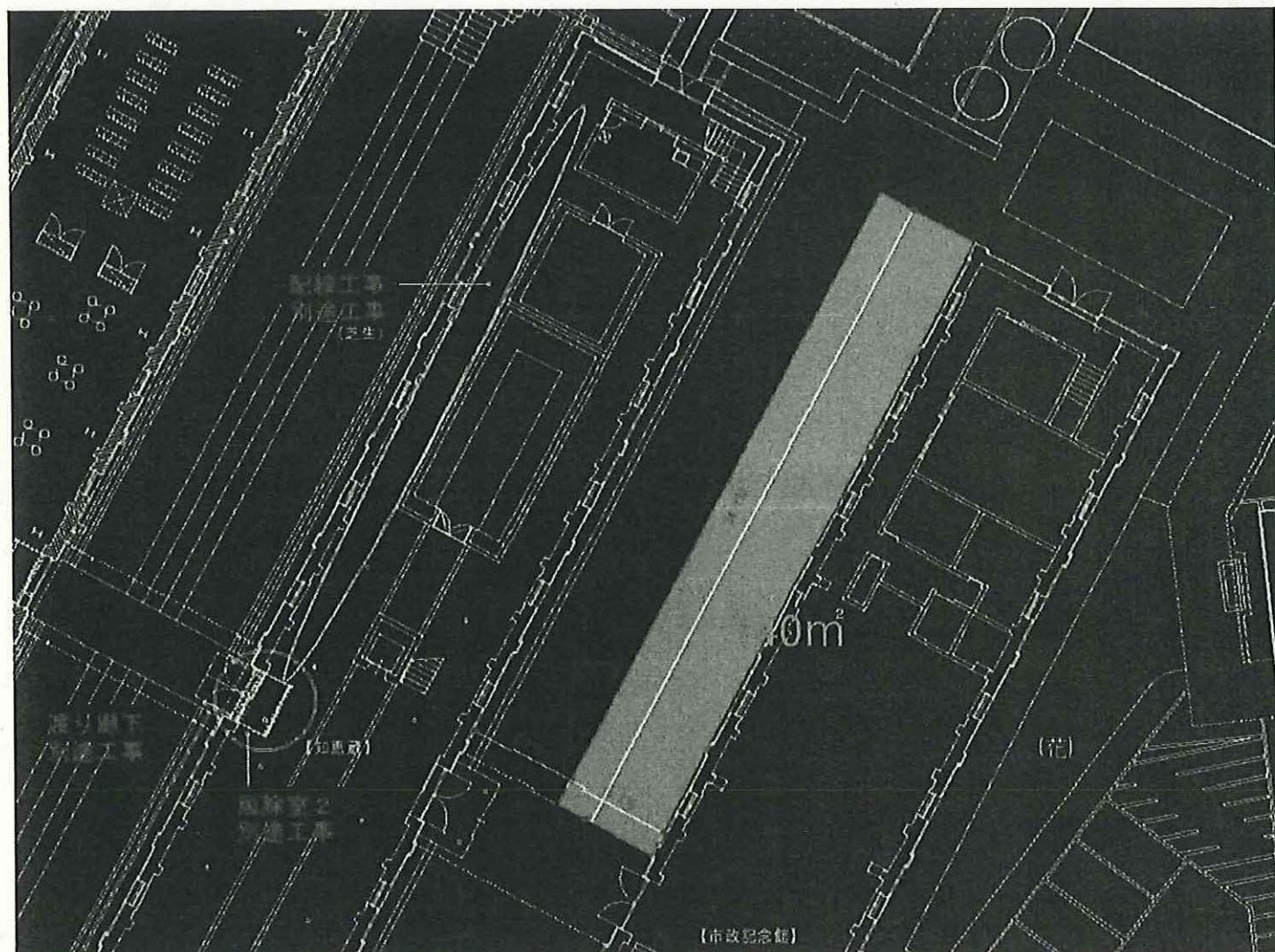
当初) 令和4年4月1日

第1回変更) 令和4年10月31日

株式会社ウッディーハウス
代表取締役 志摩幹一郎

(3) 公募対象公園施設等の整備計画

・2号棟と3号棟間のテラス整備計画（平面図）



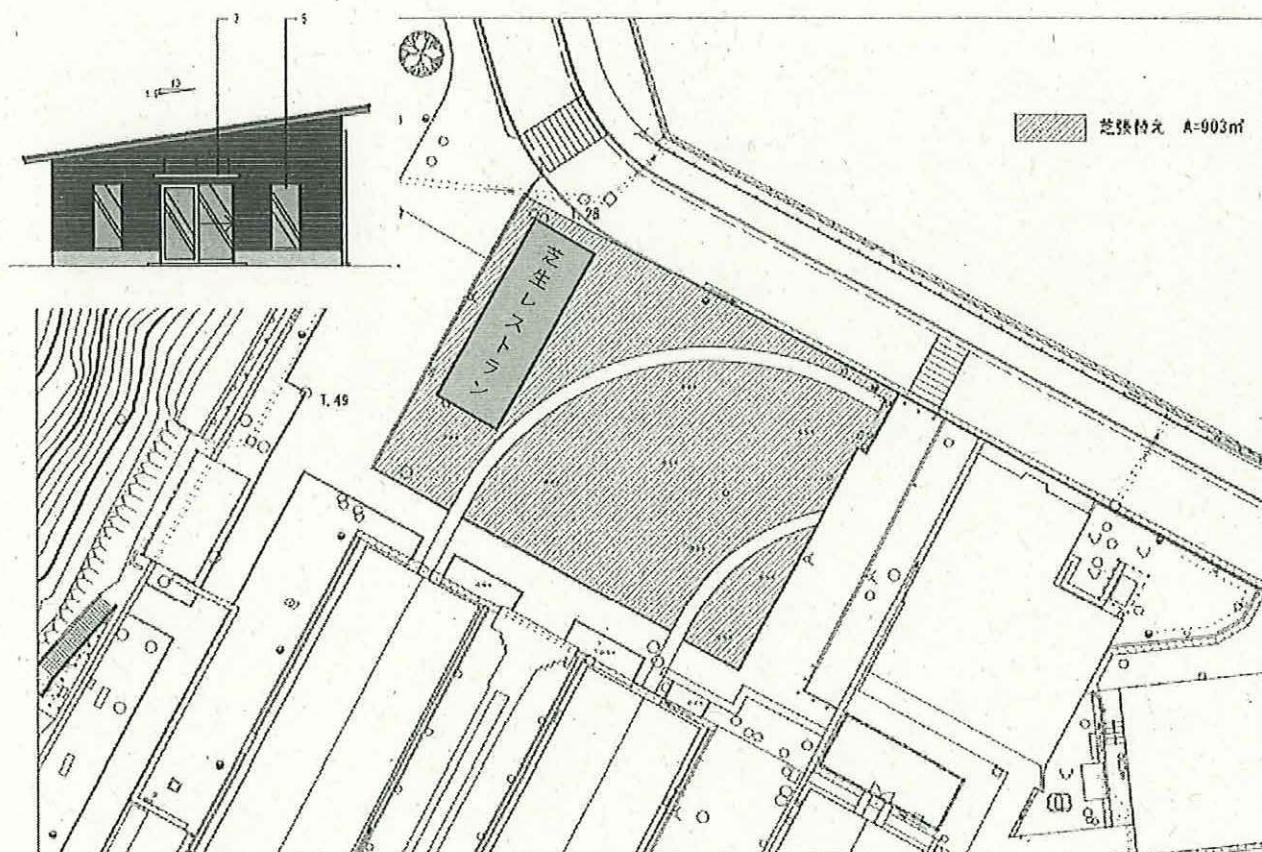
詳細

整備内容

2号棟と3号棟の間に屋根を設けるとともに、ウッドデッキを整備する。
構造は鉄骨一部木造とする。
占有面積は140㎡です。

(3) 公募対象公園施設等の整備計画

- ・海側芝生広場整備計画（平面図）
レストラン(建物)を整備します。



芝生広場のレストラン(建物)の詳細

延床面積：100㎡

(4) 施設の管理運営計画

(イ) 個別計画

①公募対象公園施設の管理運営計画

4号棟1階、5号棟1階は、貸館機能を継続いたします。貸館の内容にこだわり、かつ予約の利便性も追求し、多くの人、企業が利用しやすい貸館へと進化をさせます。

特に5号棟1階には課題になっていた空調設備を導入することで年間利用が可能な場所へ変貌いたします。

3号棟1階は、観光戦略拠点として、海の京都の土産品物販を継続します。2階は弊社のネット事業部の一部を移転し、市内業者と連携できるシェアオフィスの運営を行います。

4号棟2階はアートのコミュニティスペースとして展開し、クリエイターのための創作、発信、交流の拠点として新たな価値を創造します。作品創作・展示・販売、情報発信、ワークショップ、デジタル機器レンタル、教育まで、一貫した管理体制を整えた場所になります。

各棟の備品は、使用備品一覧表のとおり活用し、利用者の利便性の向上に努めます。

特定公園施設周辺には飲食ブースを新設し、新たな舞鶴の新鮮な食材を存分に提供できる空間を演出いたします。またイベント時に多数の事業者がキッチンカー等で出店できるように電気配線の工事を行い5号棟横でも展開できるようにいたします。

令和4年12月28日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞 鶴 市 長 多 々 見 良 三



公 園 施 設 設 置 管 理 許 可 書

令和4年12月14日 付けで申請のあった 公園施設の設置管理 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 舞鶴赤れんがパーク海側芝生広場整備工事
4. 施設 の 構 造 レストラン（木造平屋建）整備
5. 許 可 期 間 令和5年1月23日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 43,200 円 (令和4年度)
172,800 円 (令和5年度以降)
7. 許 可 条 件
 - (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置管理しなければならない。
 - (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
 - (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
 - (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
 - (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
 - (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
 - (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないように十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
 - (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
 - (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・ 許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・ 市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。
 - (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

[illegible]

[illegible]



舞鶴市指令第 号
令和 年 月 日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津



公 園 施 設 設 置 管 理 許 可 書

令和5年4月1日 付けで申請のあった 公園施設の設置管理 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 舞鶴赤れんがパーク海側芝生広場整備工事（追加分）
4. 施 設 の 構 造 レストラン（木造平屋建） 当初100㎡、追加44.38㎡
5. 許 可 期 間 令和5年4月4日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 76,680 円 (令和5年度)
76,680 円 (令和6年度以降)
7. 許 可 条 件
 - (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置管理しなければならない。
 - (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
 - (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
 - (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
 - (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
 - (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
 - (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
 - (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないよう十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
 - (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
 - (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。
 - ・許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。
 - ・市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。
 - (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

公園施設設置管理許可申請書

設置管理の目的	舞鶴赤れんがパーク海側芝生広場整備工事（追加分）
設置管理の期間	令和5年4月4日 ～ 令和14年3月31日
設置管理の場所	舞鶴市字北吸地内（舞鶴赤れんがパーク）
公園施設の構造	レストラン（木造平屋建） 当初 100 m ² 、追加 44.38 m ²
公園施設の管理の方法	公募設置等計画のとおり
工事の実施の方法	別紙、総合施工計画書のとおり
工事の着手及び完了の時期	工事着手：令和5年1月23日 完了：令和5年6月26日
都市公園の復旧方法	原形復旧

都市公園に公園施設を設置管理したいので、許可くださるよう申請します。

令和5年4月1日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

住所 舞鶴市字浜 1054 NTT ビル舞鶴別館

氏名 株式会社ウッディーハウス
代表取締役 志摩幹一郎

電話番号 0773-64-1331

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業

公募設置等変更計画

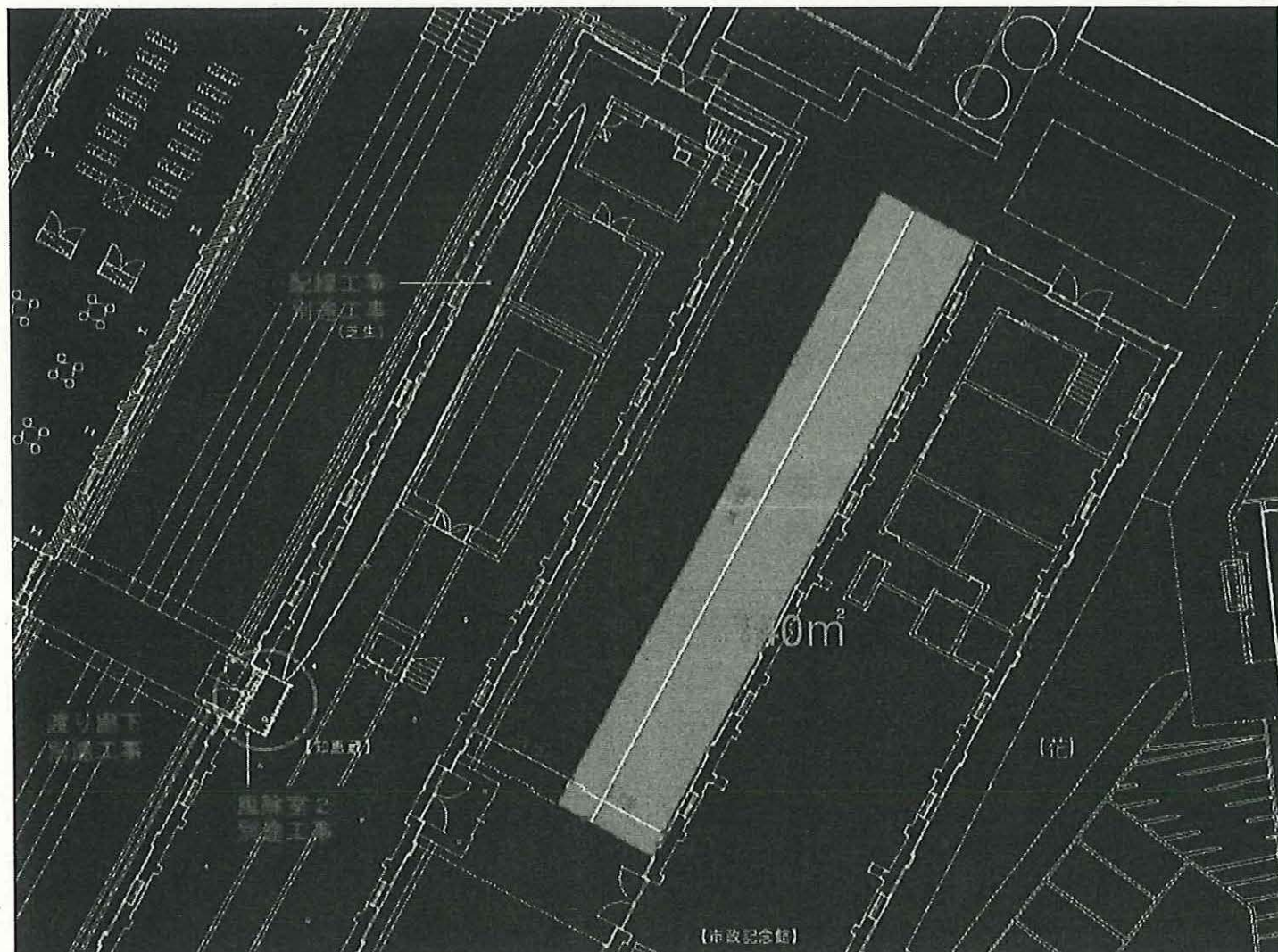
当初) 令和4年4月1日

第1回変更) 令和4年10月31日

株式会社ウッディーハウス
代表取締役 志摩幹一郎

(3) 公募対象公園施設等の整備計画

・2号棟と3号棟間のテラス整備計画（平面図）



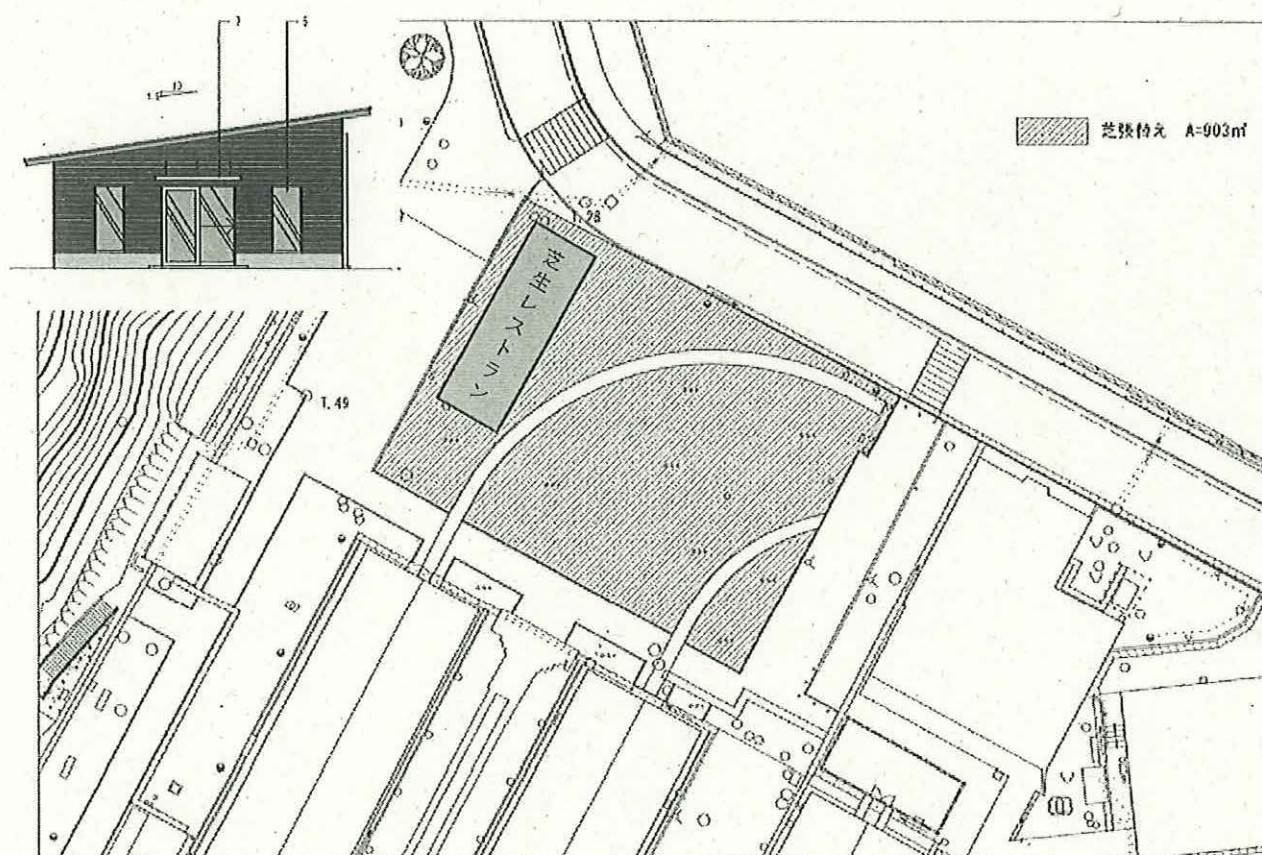
詳細

整備内容

2号棟と3号棟の間に屋根を設けるとともに、ウッドデッキを整備する。
構造は鉄骨一部木造とする。
占有面積は140㎡です。

(3) 公募対象公園施設等の整備計画

- ・海側芝生広場整備計画（平面図）
レストラン(建物)を整備します。



芝生広場のレストラン(建物)の詳細

延床面積：100㎡

(4) 施設の管理運営計画

(イ) 個別計画

①公募対象公園施設の管理運営計画

4号棟1階、5号棟1階は、貸館機能を継続いたします。貸館の内容にこだわり、かつ予約の利便性も追求し、多くの人、企業が利用しやすい貸館へと進化をさせます。

特に5号棟1階には課題になっていた空調設備を導入することで年間利用が可能な場所へ変貌いたします。

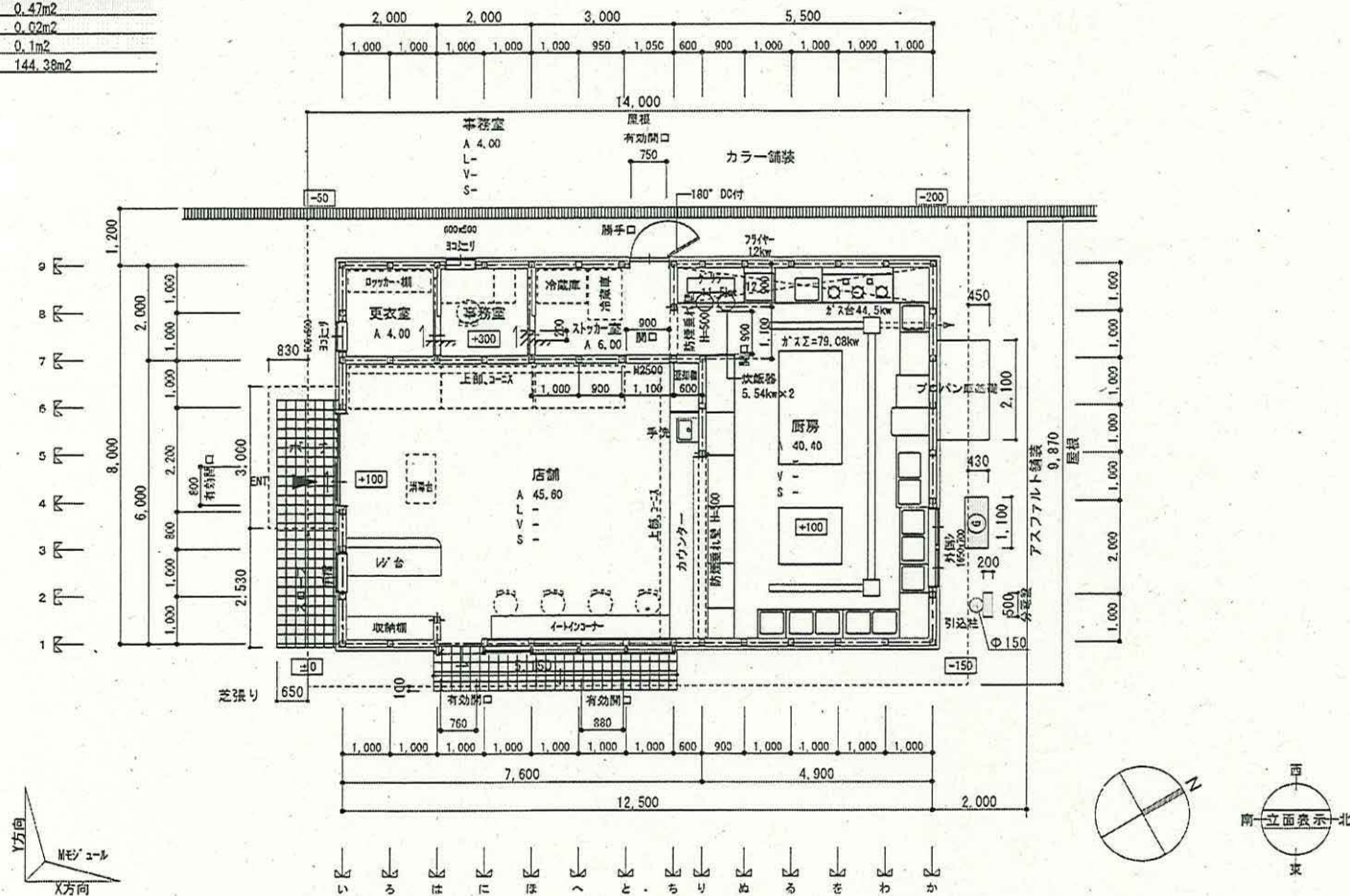
3号棟1階は、観光戦略拠点として、海の京都の土産品物販を継続します。2階は弊社のネット事業部の一部を移転し、市内業者と連携できるシェアオフィスの運営を行います。

4号棟2階はアートのコミュニティスペースとして展開し、クリエイターのための創作、発信、交流の拠点として新たな価値を創造します。作品創作・展示・販売、情報発信、ワークショップ、デジタル機器レンタル、教育まで、一貫した管理体制を整えた場所になります。

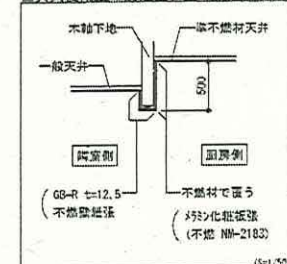
各棟の備品は、使用備品一覧表のとおり活用し、利用者の利便性の向上に努めます。

特定公園施設周辺には飲食ブースを新設し、新たな舞鶴の新鮮な食材を存分に提供できる空間を演出いたします。またイベント時に多数の事業者がキッチンカー等で出店できるように電気配線の工事を行い5号棟横でも展開できるようにいたします。

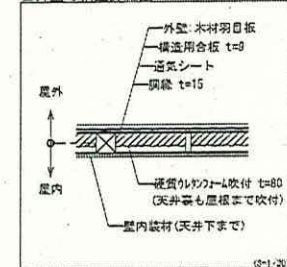
面積表	
項目	面積
①屋根	138.18m ²
②床	2.49m ²
③ポーテ	2.17m ²
④プロパン床基礎	0.95m ²
⑤グリストラップ	0.47m ²
⑥雨どい	0.02m ²
⑦分電盤	0.1m ²
合計	144.38m ²



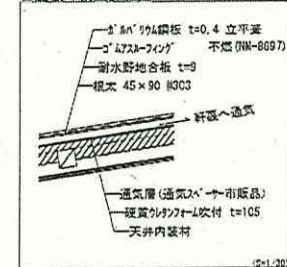
■火気使用家の防煙垂れ壁の構造詳細図



■外壁の構造詳細図



■屋根の構造詳細図



(変更後)

工事名	赤レンガPJ計画	一級建築士事務所	株式会社 大滝工務店	図面名	平面図	縮尺	(A3) 1/100	図例	A
	芝生広場店舗新築工事	京都府舞鶴市南田辺126-5	一級建築士事務所(京都府)知事登録(04A)第01235号						

令和5年4月1日

住 所 舞鶴市字浜1054番地 NTTビル舞鶴別館

株式会社 ウッディーハウス

氏 名 代表取締役 志摩 幹一郎 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津



公 園 施 設 設 置 管 理 許 可 書

令和5年4月1日 付けで申請のあった 公園施設の設置管理 については、
下記の条件を付して許可します。

1. 名 称 舞鶴赤れんがパーク
2. 所 在 地 舞鶴市 字北吸 地内
3. 内 容 舞鶴赤れんがパーク海側芝生広場整備工事（追加分）
4. 施設 の 構造 レストラン（木造平屋建） 当初100㎡、追加44.38㎡
5. 許 可 期 間 令和5年4月4日 から 令和14年3月31日 まで
6. 設 置 料 76,680 円 (令和5年度)
76,680 円 (令和6年度以降)

7. 許 可 条 件

- (1) 設置者は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって設置管理しなければならない。
- (2) 設置者は、許可物件を設置目的以外の用に供し、又は第三者へ転貸してはならない。
- (3) 設置者は、許可物件について修繕その他の行為をするときは、事前に書面により申請し、市長の許可を得なければならない。
- (4) 設置者は、許可物件の設置について移動があったときは、直ちに市に報告しなければならない。
- (5) 設置者は、設置期間を更新しようとするときは、許可期間満了事前一ヶ月までに書面で申請し、市長の許可を受けなければならない。
- (6) 設置者は、許可物件の設置工事又はその設置について第三者に損害を与えても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (7) 設置者が不可抗力により許可物件の設置について損失を受けても、市は一切その責めを負わないものとする。
- (8) 公園緑地内の施設や緑樹等を損傷しないように十分に注意し、設置後は跡地を整理し、原状に復して返還すること。
- (9) 設置の際は、事故や苦情等が生じないように十分に注意すること。止むを得ず発生した場合は、設置者の責任において迅速かつ適切な処理を行うこと。
- (10) 設置中に生じた不要物等については、分別収集を行い責任をもって処理すること。
- (11) 次のいずれかに該当するときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。この場合において、設置者は直ちに許可物件を原状に回復した後、市に返還しなければならない。なお、これによって生じる設置者の損害を、市は一切負担しないものとする。

・許可を受けた者が、この許可書に定める義務を履行しない場合。

・市において許可物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合。

- (12) 設置の際に行ったマーキング等は、設置後速やかに消去すること。

供 覧 区 分	課長供覧								
収 受 日	令和4年4月1日				供 覧 日	令和4年4月1日			
文 書 分 類	19 -02								
フ ァ イ ル 名	指定管理者からの届出								
公 開 区 分	一部非公開				非 公 開 理 由				
文 書 番 号					保 存 年 限	永年			
担 当 者	観光振興課 奥野 雅史 (印) 内線 1265								
件 名	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における第三者使用に関する届出書 (3号棟2階)								
供 覧	課長	係長	係員						
	(印)	(印)	(印)						
内 容	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定 (公募設置管理制度) 第39条第1項に基づ								
	く第三者使用に関する届出書が株式会社ウッディーハウスより提出されましたので、供覧します。								
	届出者 株式会社ウッディーハウス								
	代表取締役 志摩 幹一郎								
	使用者 株式会社J & J 事業創造								
	代表取締役社長 鈴木 雅己								
	使用期間 令和4年4月1日 から 令和6年3月31日								
使用場所 赤れんがパーク3号棟2階の一部 (198.522㎡)									
使用目的 コワーキングスペースでの地域の活性化事業の運営									

R 4 年 4 月 1 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

届出者 所在地 舞鶴市字浜 1054 NTT ビル舞鶴
団体の名称 株式会社ウッディーハウス
代表者名 代表取締役 志摩幹一郎

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における
第三者使用に関する届出書

標記事業におきまして、公募対象公園施設を第三者に使用させたいので、赤れんがパーク官民連携型賑わい創出拠点事業基本協定書第 39 条第 1 項に基づき届け出ます。また、使用者に対し、下記誓約事項を遵守させることを誓約します。

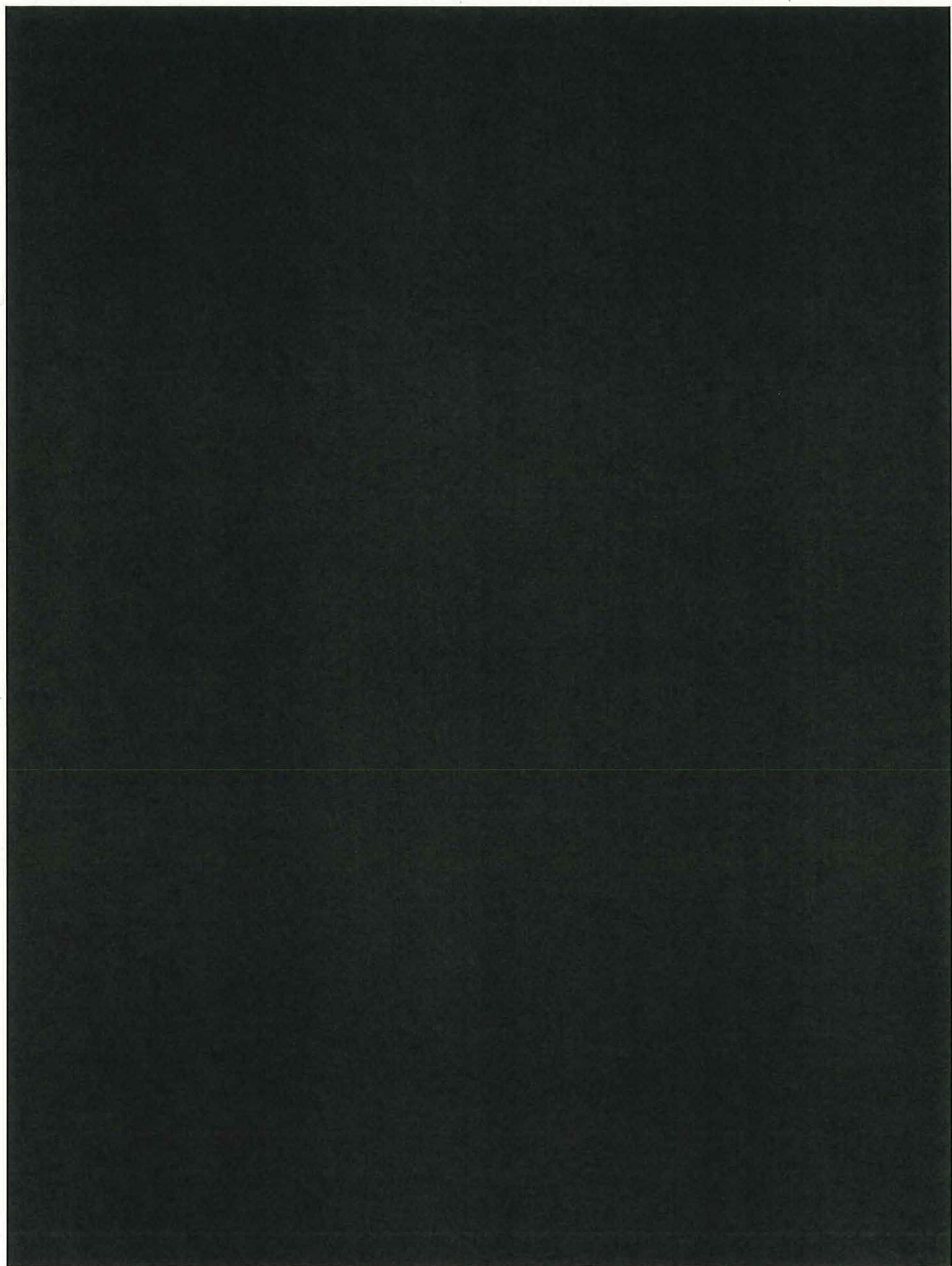
使 用 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日
使 用 場 所	赤れんがパーク 3 号棟 2 階の一部 198.522 m ²) ※詳細は別紙「使用箇所図」のとおり
使 用 目 的	コワーキングスペースでの地域の活性化事業の運営
使 用 者	別紙「第三者使用の概要」のとおり
使用者の誓約事項	当該場所を使用するにあたり、赤れんがパーク公募設置等計画及び赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定書等に基づき適切に使用するとともに、関係法令等遵守することを誓約します。 (株) 丁&丁事業創造 代表者 代表取締役社長 鈴木 雅 己
そ の 他 提 出 書 類	・使用箇所図 (別紙) ・第三者使用の概要 (別紙) ・定期建物賃貸借契約書の写し (契約後)

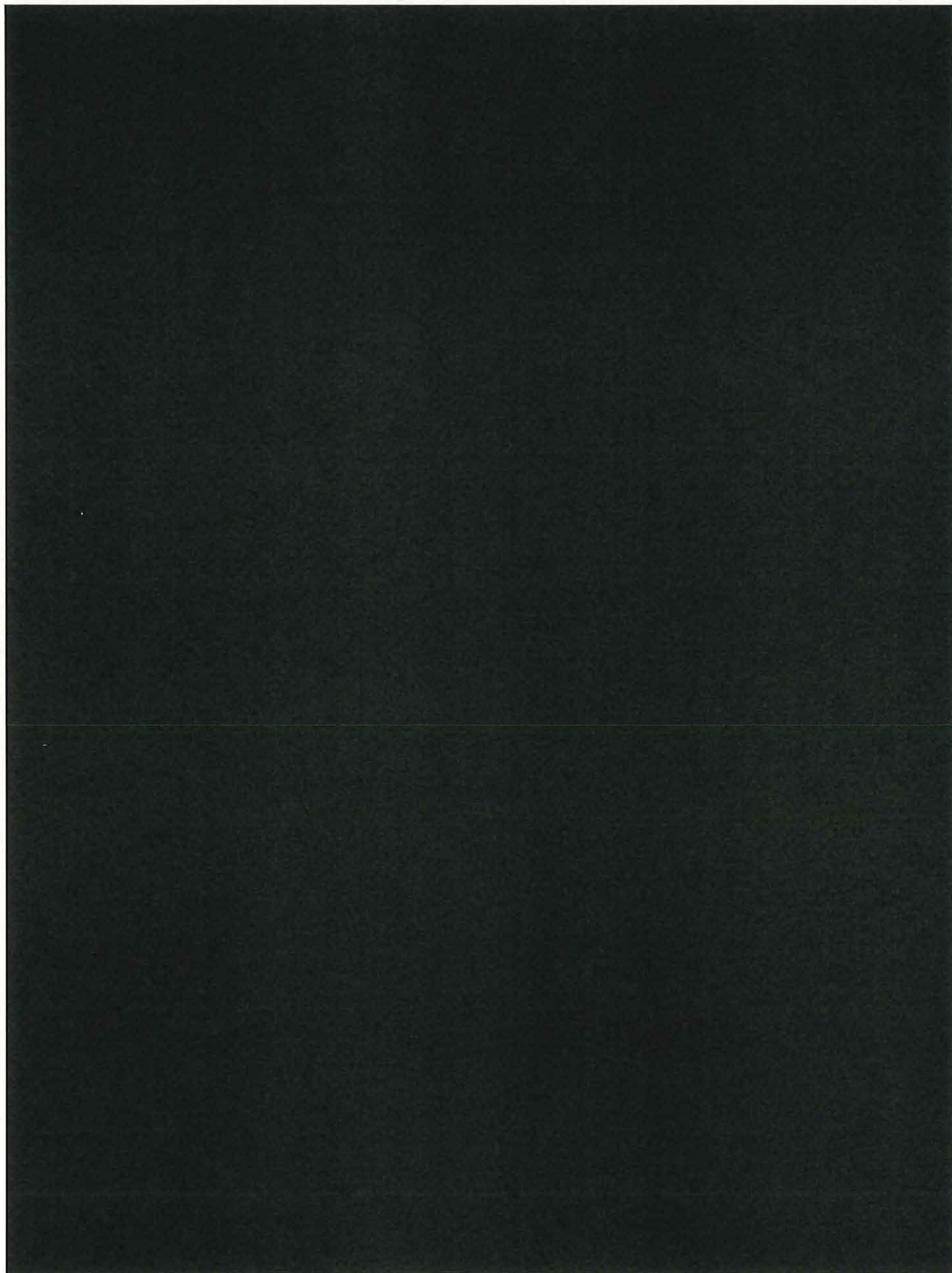
(第三者使用に関する届出書 別紙)

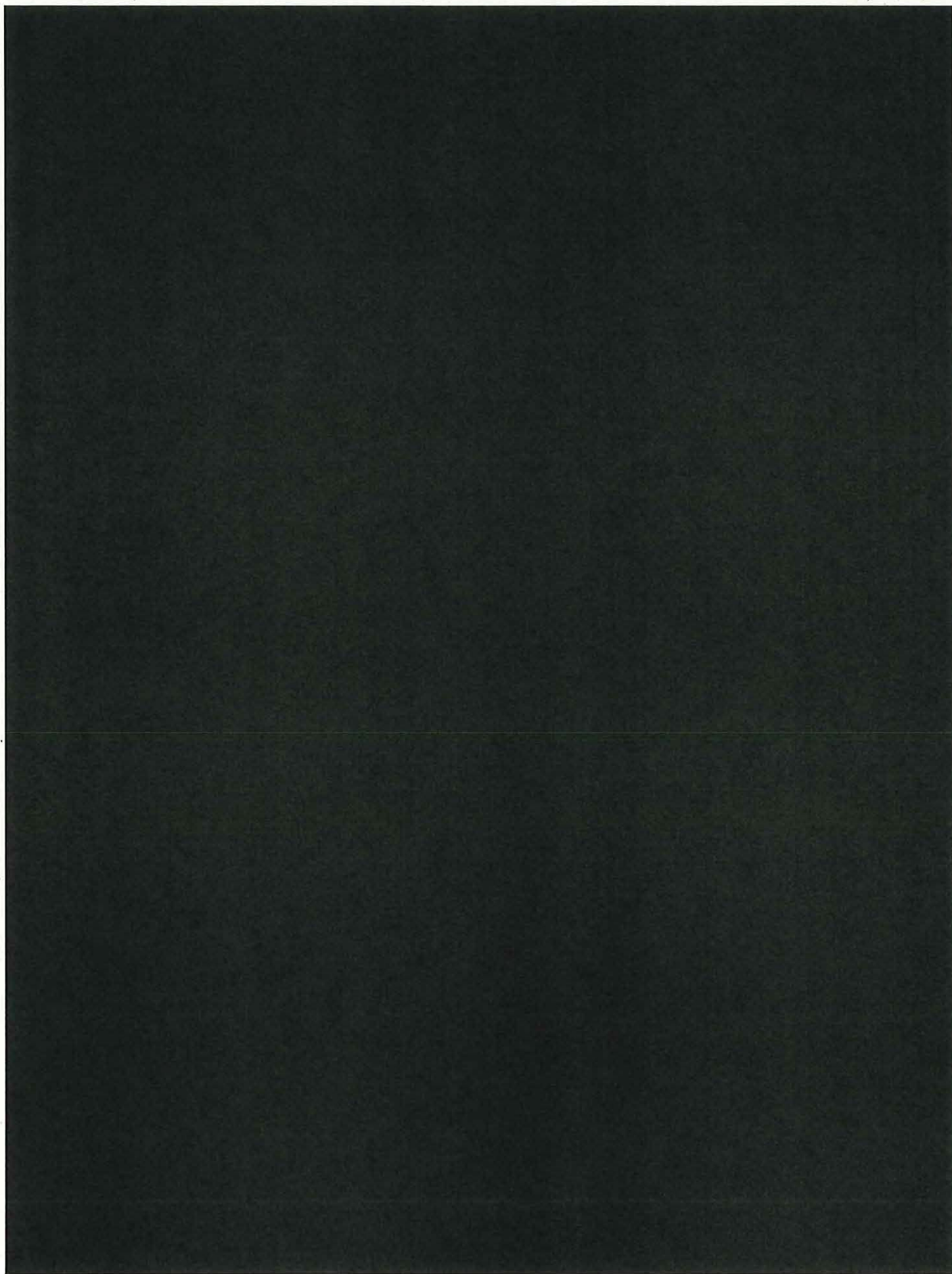
赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業 第三者使用者の概要

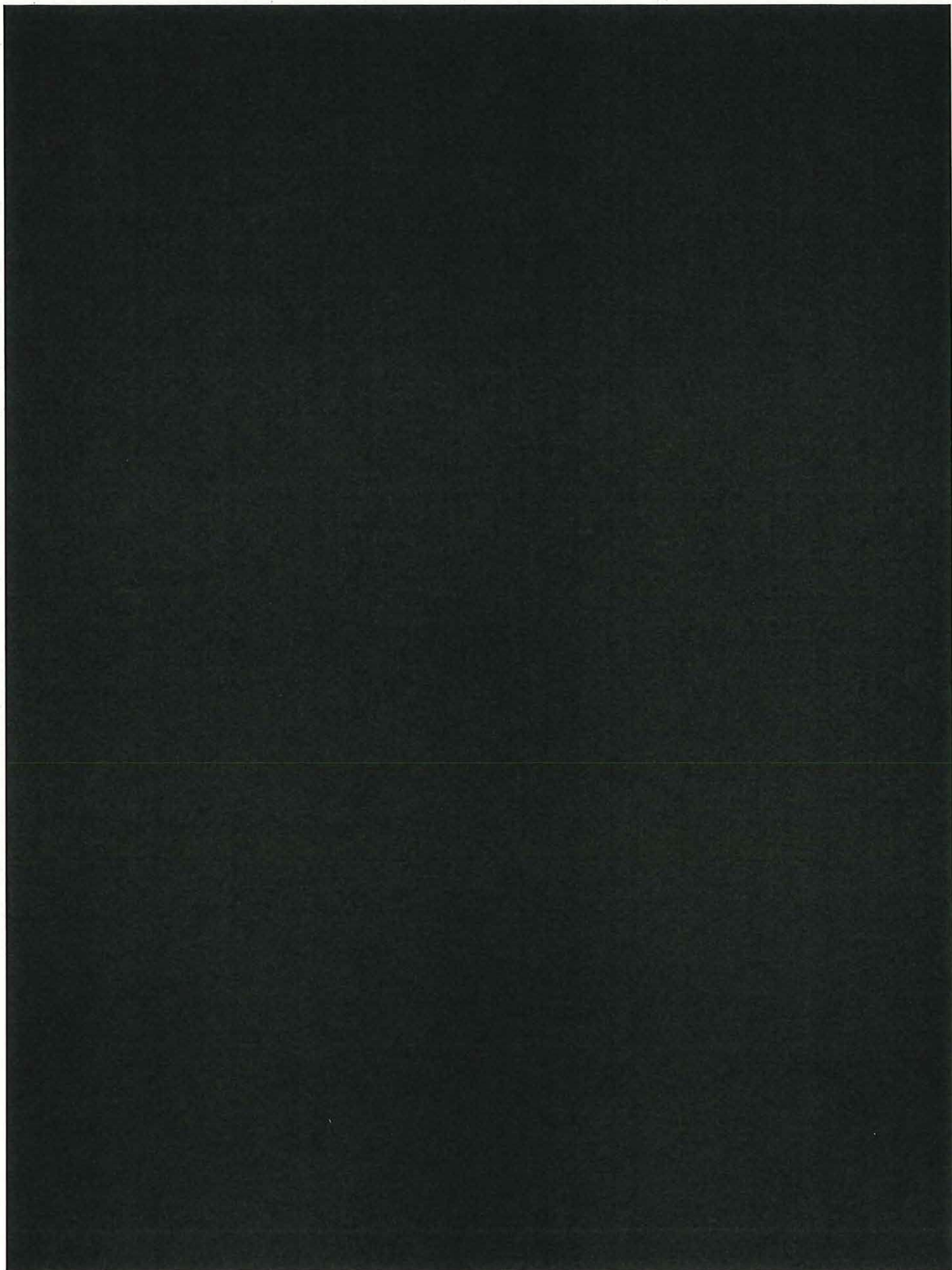
(R 4 年 4 月現在)

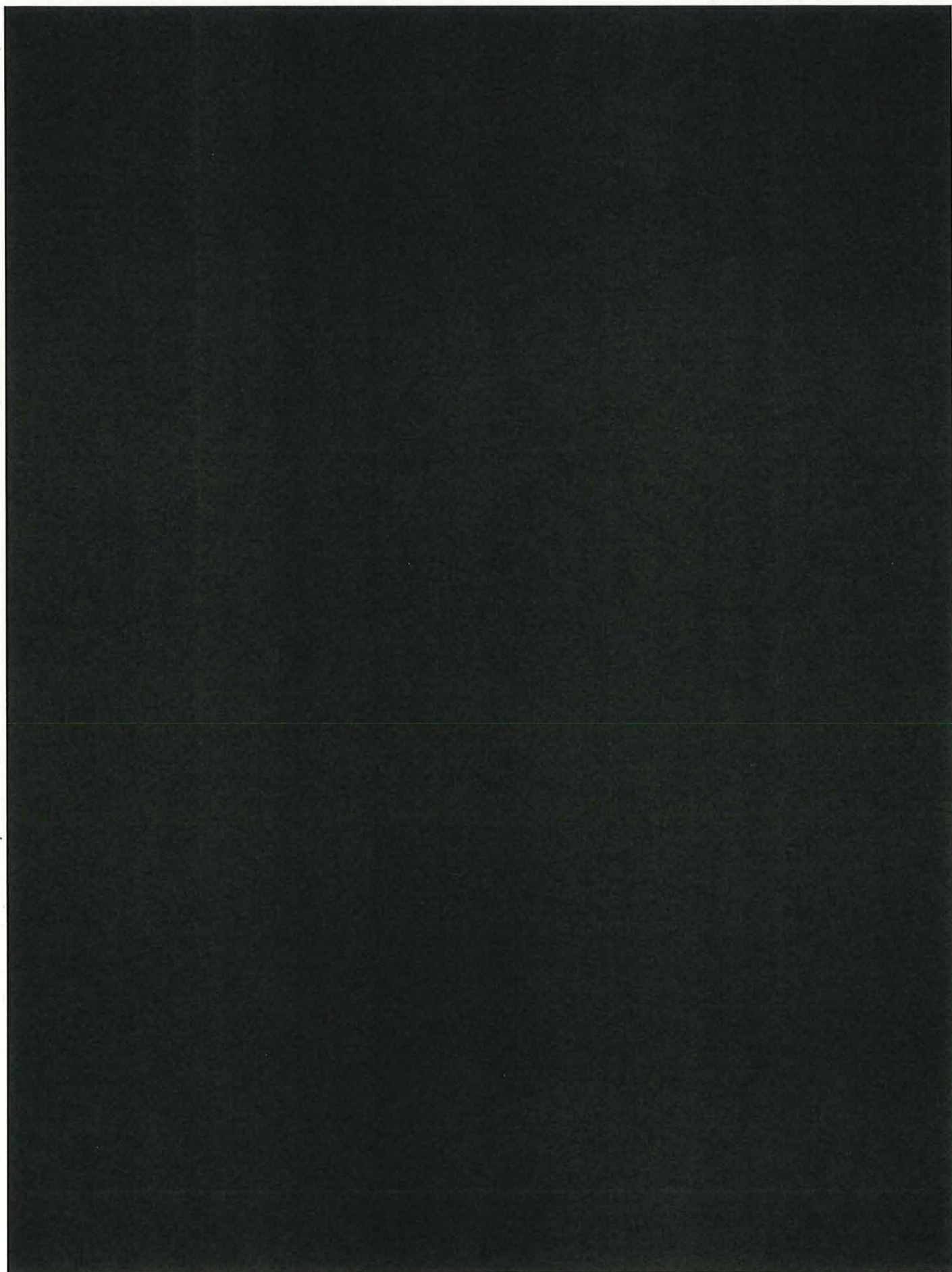
団体名	株式会社J&J事業創造		
代表者	代表取締役社長 鈴木 雅己		
所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-21		
TEL	03-3500-1691	FAX	03-3500-1689
業務内容	コワーキングスペースでの地域活性化事業の運営		
その他			

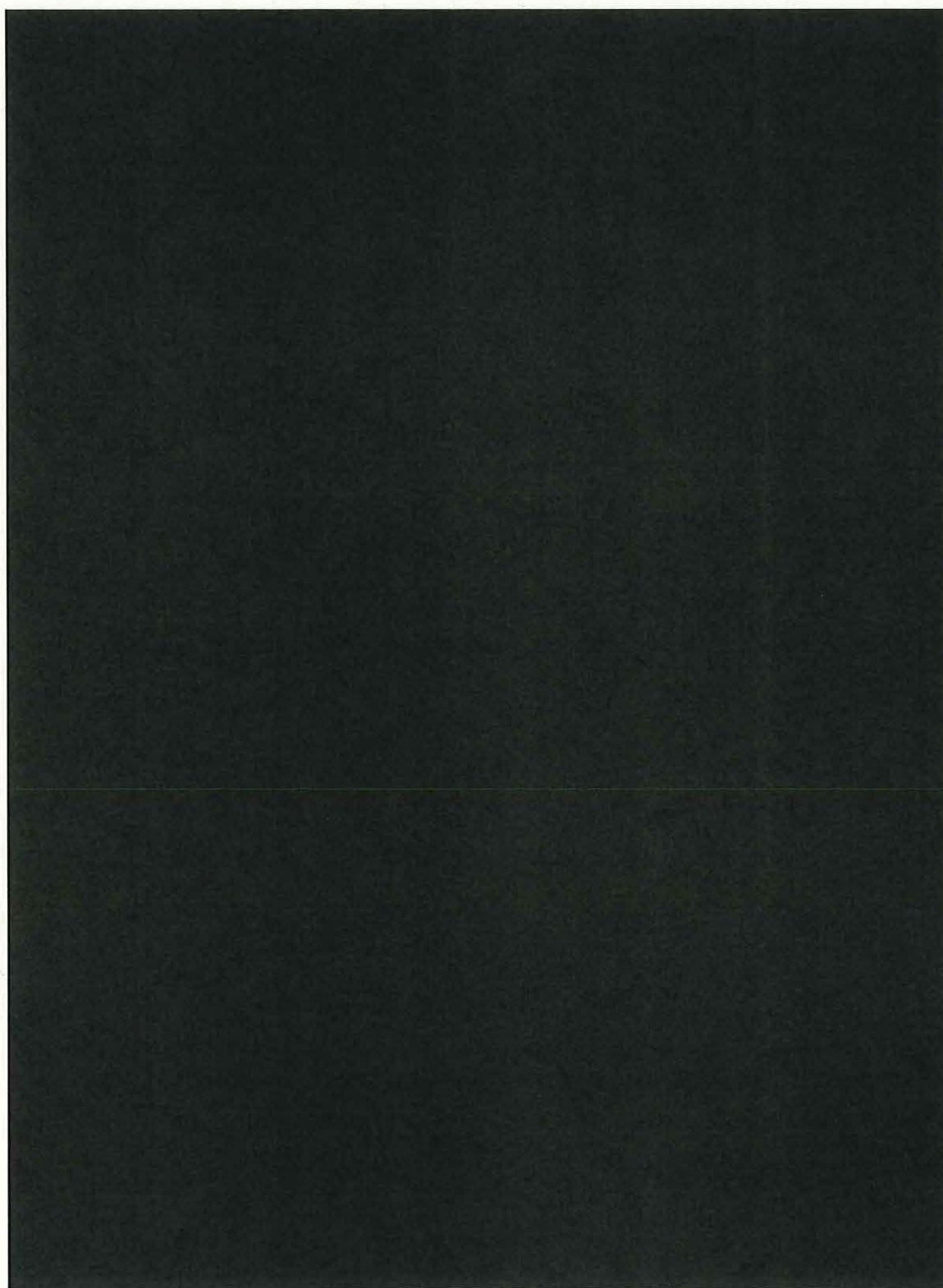












供 覧 区 分	課長供覧										
収 受 日	令和4年4月1日					供 覧 日	令和4年4月1日				
文 書 分 類	19 -02										
フ ァ イ ル 名	指定管理者からの届出										
公 開 区 分	一部非公開					非 公 開 理 由					
文 書 番 号						保 存 年 限	永年				
担 当 者	観光振興課 奥野 雅史 (印) 内線										
件 名	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における第三者使用に関する届出書 (3号棟1階)										
供 覧	課長	係長	係員								
	(印)	(印)	(印)								
内 容	株式会社ウッディーハウスより赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点事業基本協定第39条第1項 (第三者の使用) に基づく届出書が提出されましたので供覧します。										
	届 出 者	株式会社ウッディーハウス									
		代表取締役 志摩 幹一郎									
	使 用 者	一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社 舞鶴地域本部									
		舞鶴地域本部長 植本 浩明									
	使用期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日									
	使用場所	赤れんがパーク3号棟の一部 (120㎡)									
使用目的	物販店舗の運営										

R 4 年 4 月 1 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

届出者 所在地 舞鶴市字浜 1054 NTT ビル舞鶴
団体の名称 株式会社ウッディーハウス
代表者名 代表取締役 志摩幹一郎

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における
第三者使用に関する届出書

標記事業におきまして、公募対象公園施設を第三者に使用させたいので、赤れんがパーク官民連携型賑わい創出拠点事業基本協定書第 39 条第 1 項に基づき届け出ます。また、使用者に対し、下記誓約事項を遵守させることを誓約します。

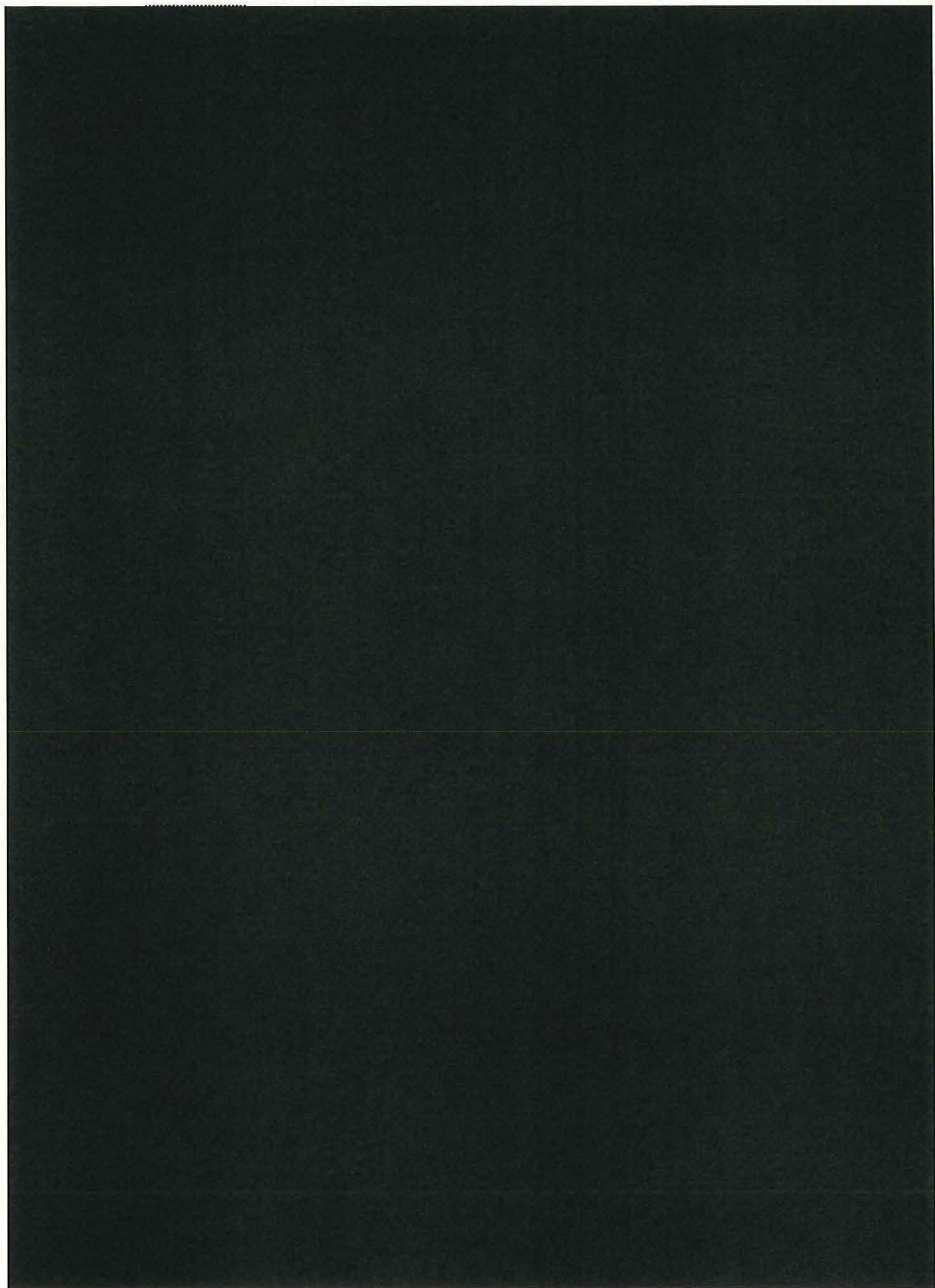
使 用 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
使 用 場 所	(例：赤れんがパーク 3 号棟の一部 120 m ²) ※詳細は別紙「使用箇所図」のとおり
使 用 目 的	物販店舗の運営
使 用 者	別紙「第三者使用の概要」のとおり
使用者の誓約事項	当該場所を使用するにあたり、赤れんがパーク公募設置等計画及び赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定書等に基づき適切に使用するとともに、関係法令等遵守することを誓約します。 代表者 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 舞鶴地域本部 舞鶴地域本部長 植本 浩明
そ の 他 提 出 書 類	・ 使用箇所図 (別紙) ・ 第三者使用の概要 (別紙) ・ 定期建物賃貸借契約書の写し (契約後)

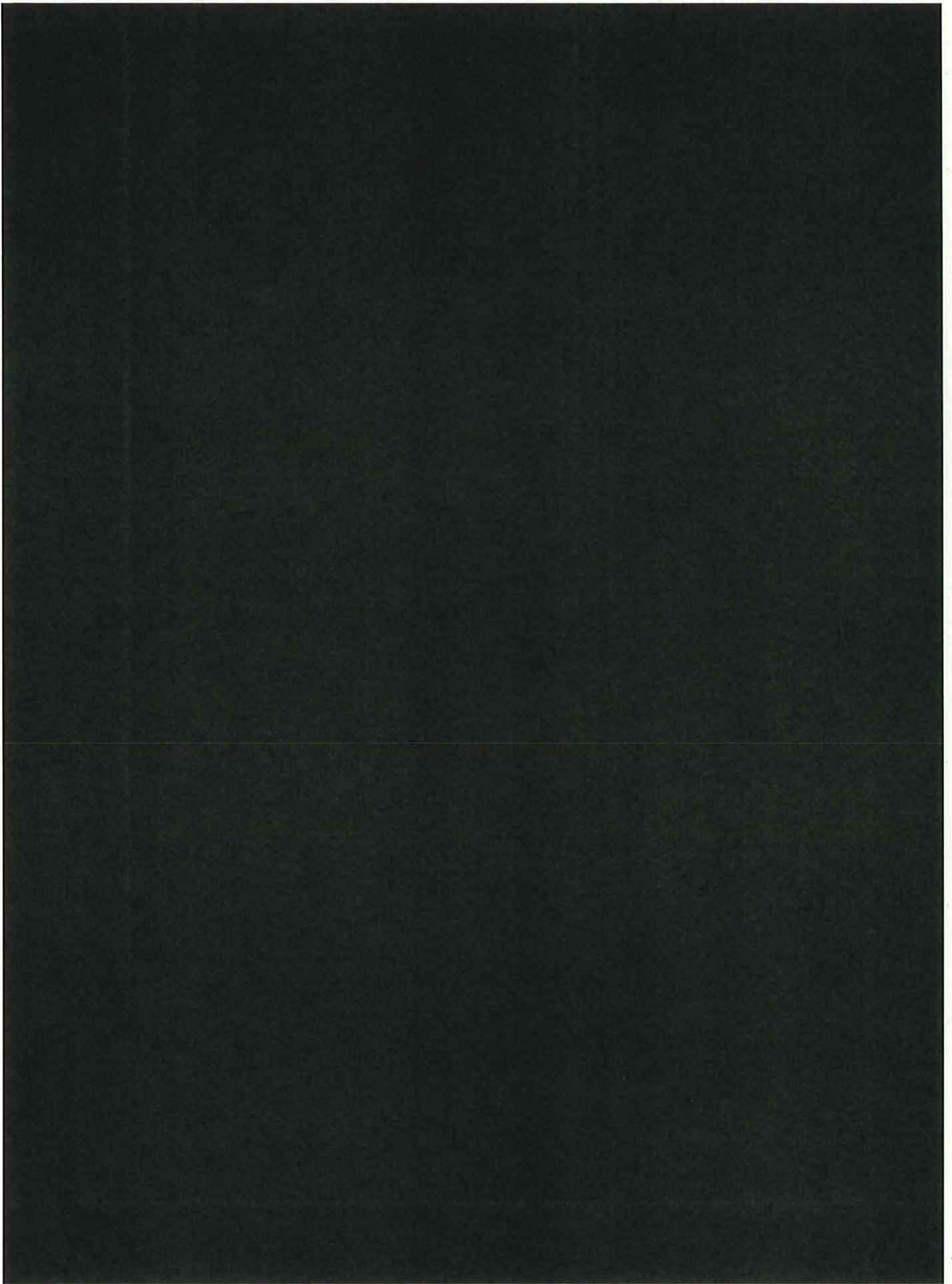
(第三者使用に関する届出書 別紙)

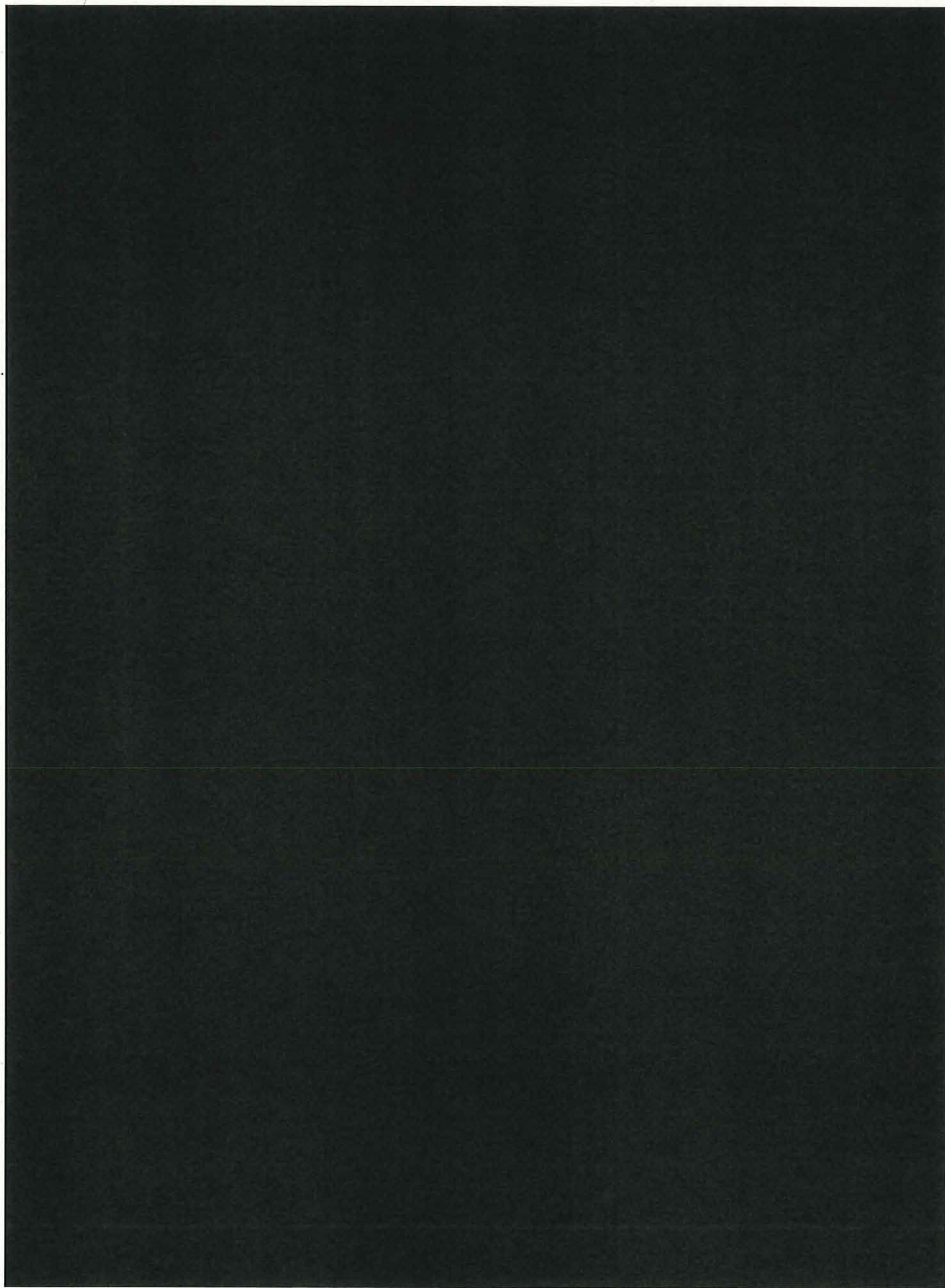
赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業 第三者使用者の概要

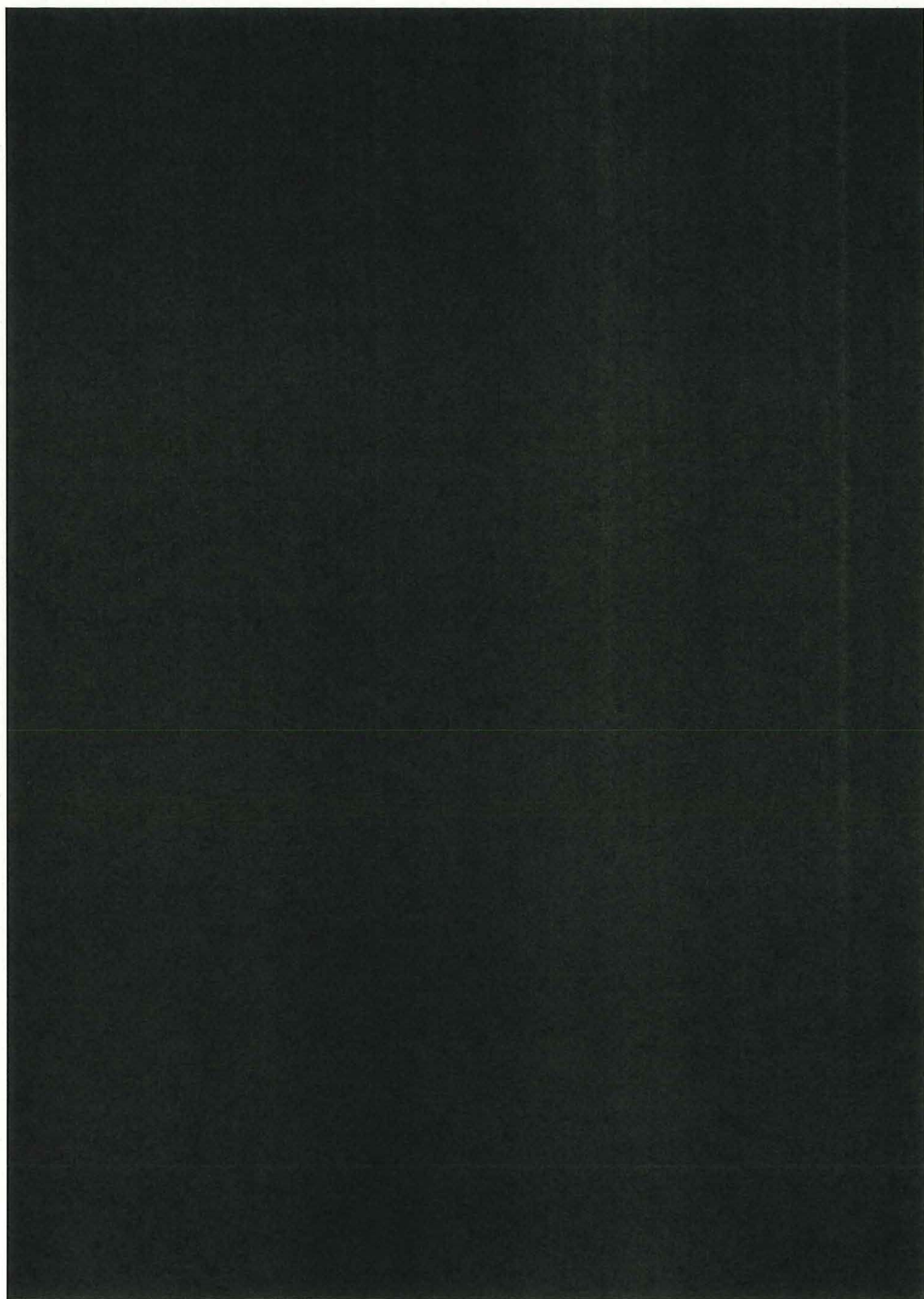
(R 4 年 4 月現在)

団体名	一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社		
代表者	舞鶴地域本部長 上本浩明		
所在地	〒625-0080 舞鶴市字北吸1039番地の2		
TEL	0773-66-1096	FAX	0773-64-6364
業務内容	お土産屋の運営		
その他			









供 覧 区 分	課長供覧										
収 受 日	令和4年4月1日					供 覧 日	令和4年4月1日				
文 書 分 類	19 -02										
フ ァ イ ル 名	指定管理者からの届出										
公 開 区 分	一部非公開					非 公 開 理 由					
文 書 番 号						保 存 年 限	永年				
担 当 者	観光振興課 奥野 雅史 (印) 内線 1265										
件 名	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点事業における第三者使用に関する届出書（5号棟）										
供 覧	課長	係長	係員								
	(印)	(印)	(印)								
内 容	赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定（公募設置管理制度）第39条第1項に基づ										
	く第三者使用に関する届出書が株式会社ウッディーハウスより提出されましたので、供覧します。										
	届出者 株式会社ウッディーハウス										
	代表取締役 志摩 幹一郎										
	使用者 五味 祐規夫（5号棟カフェ）										
	使用期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日										
使用場所 赤れんがパーク5号棟の一部（141.47㎡）											
使用目的 飲食店舗の運営											

R 4 年 4 月 1 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

届出者 所在地 舞鶴市字浜 1054 NTT ビル舞鶴
団体の名称 株式会社ウッディーハウス
代表者名 代表取締役 志摩幹一郎

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業における
第三者使用に関する届出書

標記事業におきまして、公募対象公園施設を第三者に使用させたいので、赤れんがパーク官民連携型賑わい創出拠点事業基本協定書第 39 条第 1 項に基づき届け出ます。また、使用者に対し、下記誓約事項を遵守させることを誓約します。

使 用 期 間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日
使 用 場 所	赤れんがパーク 5 号棟の一部(141.47 m) ※詳細は別紙「使用箇所図」のとおり
使 用 目 的	飲食店舗の運営
使 用 者	別紙「第三者使用の概要」のとおり
使用者の誓約事項	当該場所を使用するにあたり、赤れんがパーク公募設置等計画及び赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業基本協定書等に基づき適切に使用するとともに、関係法令等遵守することを誓約します。 代表者 五呷 祐規天
そ の 他 提 出 書 類	・使用箇所図（別紙） ・第三者使用の概要（別紙） ・定期建物賃貸借契約書の写し（契約後）

(第三者使用に関する届出書 別紙)

赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業 第三者使用者の概要

(R 4 年 4 月現在)

団体名	五味 祐規夫		
代表者	五味 祐規夫		
所在地	〒625-0036 舞鶴市字浜7-1		
TEL	0773-64-2002	FAX	0773-64-2002
業務内容	5号棟内においての飲食店舗の運営		
その他			

